

すまいる子ども・若者プラン

[三条市子ども・子育て支援事業計画]

(案)

三 条 市

目次

第1章 前計画の総括	1
1 前計画の概要	2
2 前計画の実施状況	2
3 前計画の目標達成状況	4
第2章 計画の概要	5
1 計画の背景と目的	7
2 計画の位置づけ	7
3 計画の期間	7
4 計画の対象	7
第3章 三条市の現状と課題	9
1 人口・世帯数の推移	11
2 少子化の状況	13
3 家族や労働環境の状況	15
4 保育所（園）・幼稚園等の状況	16
5 子ども・若者の状況	19
6 子育て家庭の状況	22
7 現状分析のまとめと課題	26
第4章 計画の基本的な考え方	29
1 目 標	31
2 基本理念	31
3 5つのプロジェクト	31
4 計画の体系	32
第5章 計画の内容	35
I 子育てと仕事の両立プロジェクト	37
1 多様なニーズに対応した保育環境等の充実	37
2 子どもの放課後等の居場所の確保	38
3 男性の家事、子育て参加の促進	39
4 出産のために退職した女性等の再就職支援	39
II ハッピー子育てプロジェクト	40
1 親子が集える場づくり	40
2 親子で楽しめる公園の整備	40
3 子育て家庭へのサポートの充実	41

Ⅲ 子ども・若者の健やかな成長プロジェクト	42
1 母子保健、家庭教育の充実.....	42
2 子どもの発育・子育て相談の充実.....	43
3 子ども・若者の社会形成、社会参加の推進.....	43
Ⅳ 子ども・若者支援プロジェクト	44
1 子ども・若者総合サポートシステムの充実.....	44
2 三条っ子発達応援事業の充実.....	45
Ⅴ 子ども・子育て応援社会プロジェクト	46
1 子ども・子育て家庭を支えるまちづくりの推進.....	46
2 地域における安全・安心の確保.....	46
第6章 子ども・子育て支援新制度に基づく事業の展開	47
1 新制度が目指すもの.....	49
2 子ども・子育て会議の設置.....	49
3 新制度の事業体系.....	50
4 教育・保育の認定について.....	51
5 教育・保育の提供区域の設定.....	51
6 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	53
7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	58
第7章 計画の推進	67
1 計画の推進体制.....	69
2 成果指標.....	70
資 料	71
1 関係法令.....	73
2 すまいる子ども・若者プラン策定の経過.....	77
3 三条市こども未来委員会委員名簿.....	77

第 1 章 前計画の総括

1 前計画の概要

前計画の「すまいる子どもプラン」は、平成17年に施行された「次世代育成支援対策推進法」で市町村に義務付けられた、次世代育成支援対策の実施に関する行動計画の後期計画（計画期間：平成22年度から平成26年度まで）として策定しました。

計画では、「子どもを生み育てることが幸せと感じられ、子どもの笑顔があふれるまち」を目標に掲げ、この目標実現のために「ライフステージに応じた総合的で一貫した子育て支援」を基本理念に、6つのプロジェクトを設定して総合的に様々な施策を展開してきました。

また、取組の実施に当たっては、毎年度三条市子ども未来委員会で意見を聴きながら取組内容の見直しを行い、実施してきました。

2 前計画の実施状況

計画の新規・拡充の取組については、30の取組のうち27の取組を実施しました。未実施の3つの取組についても、計画の趣旨を踏まえて検討してきました。

なお、各プロジェクトの取組の実施状況は、次のとおりです。

6つのプロジェクト	施 策	新規・拡充の取組	実施状況
1 ハッピー子育てプロジェクト	1 子育ての不安感・負担感の緩和	1 プレパパ・プレママ教室の実施	実施
		2 子育て出前講座の実施	実施
		3 子育てアドバイスブックの配布	作成、配布
		4 父親の子育て応援事業の実施	実施
	2 親子が気軽に集える場づくり	1 子育て支援センターの拡充	1か所開設
		3 子どもの健やかな成長への支援	1 幼児期からの生活習慣病予防の啓発
			2 生活習慣（早寝、早起き、朝ごはん）定着の啓発
		4 子育て情報発信の充実	1 子育てポータルサイトの実施
2 未来を拓く学びプロジェクト	5 幼児教育の推進	1 幼児教育振興に関するプログラムの策定	策定
		2 幼保小連携の推進	実施
	6 特色ある学校教育の推進	1 小中一貫教育の推進	実施
		2 家庭形成学習の推進	未実施
3 子どもの交流活動プロジェクト	7 放課後活動の促進	1 放課後子どもプランの推進	実施
		2 児童・青少年の居場所づくりの検討	検討
	8 遊び場の充実	1 公園・緑地・児童遊園整備の充実	実施
4 ワークライフバランスプロジェクト	9 多様なニーズに応じた保育サービスの充実	1 乳児保育の拡充	実施
		2 一時保育の拡充	実施
		3 発達支援保育(学童保育)の充実	実施
		4 休日保育実施の検討	検討

4 ワークライフバランスプロジェクト	9 多様なニーズに応じた保育サービスの充実	5 病児・病後児保育実施の検討	検討
		6 保育所の民営化・統合の推進	統合2か所 未実施
	10 母子家庭の就労支援	1 高等技能訓練費助成制度の実施	実施
	11 子育てしやすい職場環境の充実	1 ワークライフバランス啓発事業の実施	実施
5 子育て応援社会プロジェクト	12 地域全体で子育てを支える仕組みづくり	1 子育て応援運動の実施	実施
		2 子育て支援フォーラムの実施	* 未実施
		3 子どもの権利に関する啓発	実施
		4 子育て団体やサークルへの支援	実施
6 子ども・若者支援プロジェクト	13 地域における安全安心の確保	1 地域安全マップづくり	実施
	14 総合サポートシステムの充実	1 総合サポートシステムの充実	実施
	15 相談事業の充実	1 臨床心理士による「すまいる心の相談」の実施	実施

※未実施となった「子育て支援フォーラム」については、親子が楽しめる「子育て支援まつり」として実施しました。

3 前計画の目標達成状況

計画内容の新規・拡充及び継続の取組を実施した結果、計画の目標である「子どもを生き育てることが幸せと感じられ、子どもの笑顔があふれるまち」の達成度を測るために設定した成果指標の目標達成状況は、次のとおりです。

「合計特殊出生率」及び「子育てについて気軽に相談できる人がいる割合」は平成21年度調査数値と比較して改善されたものの目標達成には至らず、また、これら以外の項目については、全て平成21年度調査数値と比較して改善が見られませんでした。

依然として、多くの子育て世代、とりわけ母親が子育てに対して大きな不安や負担感を抱いており、三条市の子育て支援策についても満足度は上がっていない結果になりました。

そこで、市民ニーズを的確に捉え、女性が働きながら安心して子育てできる環境の整備や子どもの育ちへの支援など、更に子育て支援を充実させていき、子育てに対する不安や負担感の軽減を図っていく必要があります。

	成果指標	平成21年度 調査時	目標値	平成25年度 調査時	目標達成 状況
1	合計特殊出生率	1.46	1.51	1.48	未達成 (改善)
2	子育てに不安感を感じている人の割合	63.7%	50%	70.5%	未達成
3	子育てについて気軽に相談できる人がいる割合（市などの相談機関も含む）	84.7%	95%	87.3%	未達成 (改善)
4	子育てを負担と感じている人の割合	35.7%	25%	38.4%	未達成
5	子育てに幸せを感じている人の割合	97.7%	99%	92.0%	未達成
6	父親が育児をしていると思う人の割合	79.3%	90%	72.8%	未達成
7	子育てと仕事が両立できていると思う人の割合	67.8%	80%	60.4%	未達成
8	保育（学童保育含む）サービスが充実していると思う人の割合	57.7%	70%	32.4%	未達成
9	およそ3年前と比べて三条市が子育てしやすいまちになったと思う人の割合	52.3%	70%	47.9%	未達成
10	三条市の子どもが生き生きしていると思う人の割合	66.8%	80%	62.4%	未達成

※合計出生率については、平成20年、平成25年数値

第2章 計画の概要

1 計画の背景と目的

少子化に歯止めをかけ、子ども・若者を取り巻く様々な課題解決のために、国における法律整備については、平成 17 年 4 月に施行された「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が平成 37 年まで 10 年間延長されたとともに、平成 22 年 4 月には「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

また、平成 24 年 8 月に、子育てと仕事の両立を中心とした子ども・子育てをめぐる様々な課題解決のために、「子ども・子育て支援法」が新たに制定されました。

そして、「次世代育成支援対策推進法」と「子ども・若者育成支援推進法」では、「市町村次世代育成支援行動計画」と「市町村子ども・若者計画」の策定が要請されておるとともに、「子ども・子育て支援法」では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられております。

そこで、前章の平成 26 年度までの三条市次世代育成支援行動計画である「すまいる子どもプラン」の総括を踏まえ、平成 25 年 12 月に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果等に基づき、増加しつつある出生率の更なる向上及び子ども・若者・子育て支援を取り巻く様々な課題を解決するため、上記の 3 計画を包含する三条市の子ども・若者・子育て支援に関する総合的な計画として「すまいる子ども・若者プラン」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「三条市総合計画」や三条市の他の個別計画との整合性を図りながら、上記の 3 法律に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」「市町村次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・若者計画」及び「母子保健計画」として策定したものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間です。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象

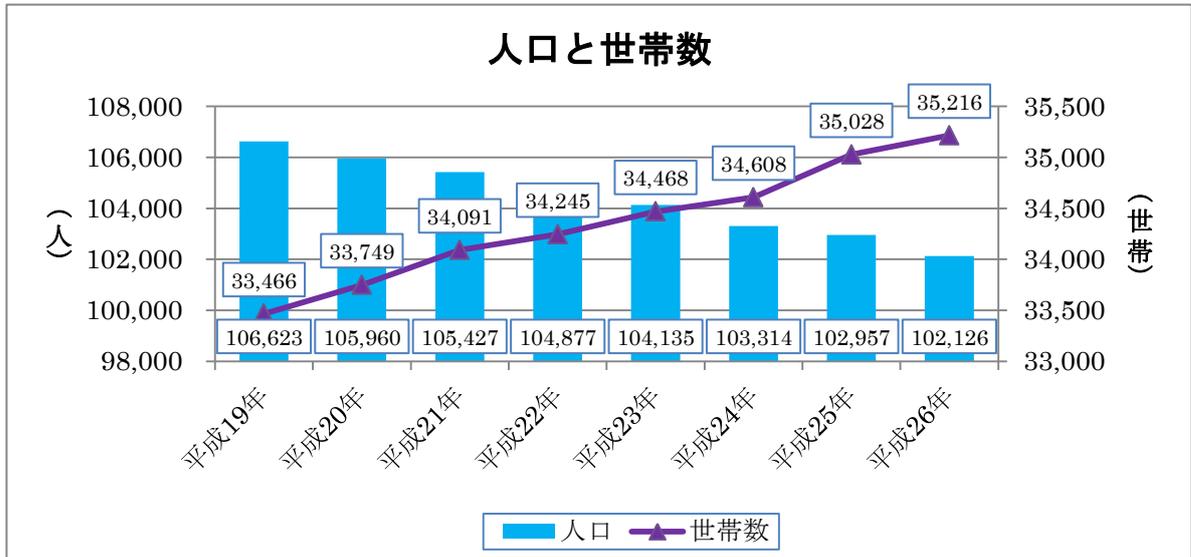
本計画は、全ての子ども（高校生まで）、若者（おおむね 35 歳まで）とその家庭、地域、企業、行政等の全ての個人及び団体が対象になります。

第3章 三条市の現状と課題

1 人口・世帯数の推移

(1) 人口と世帯数

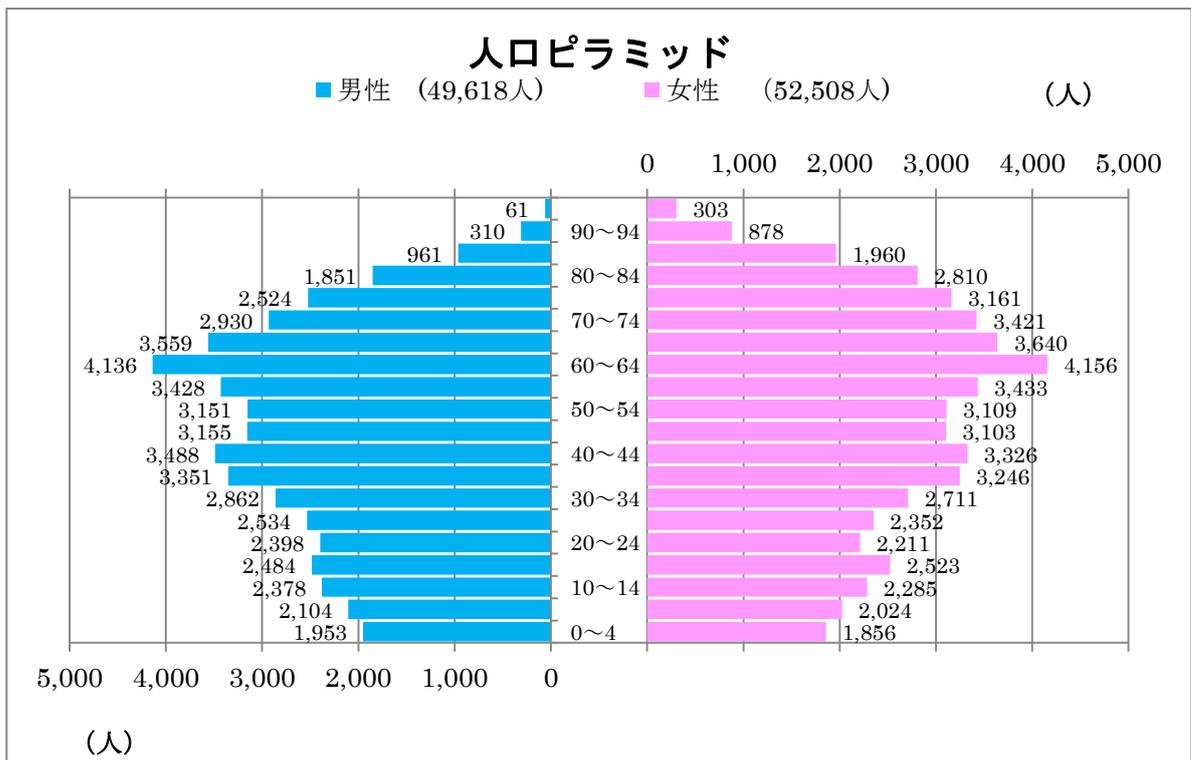
三条市における人口と世帯数の推移をみると、人口は年々減少していますが、世帯数は増加しており、核家族化、世帯規模の縮小化が確実に進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月末日）

(2) 人口ピラミッド

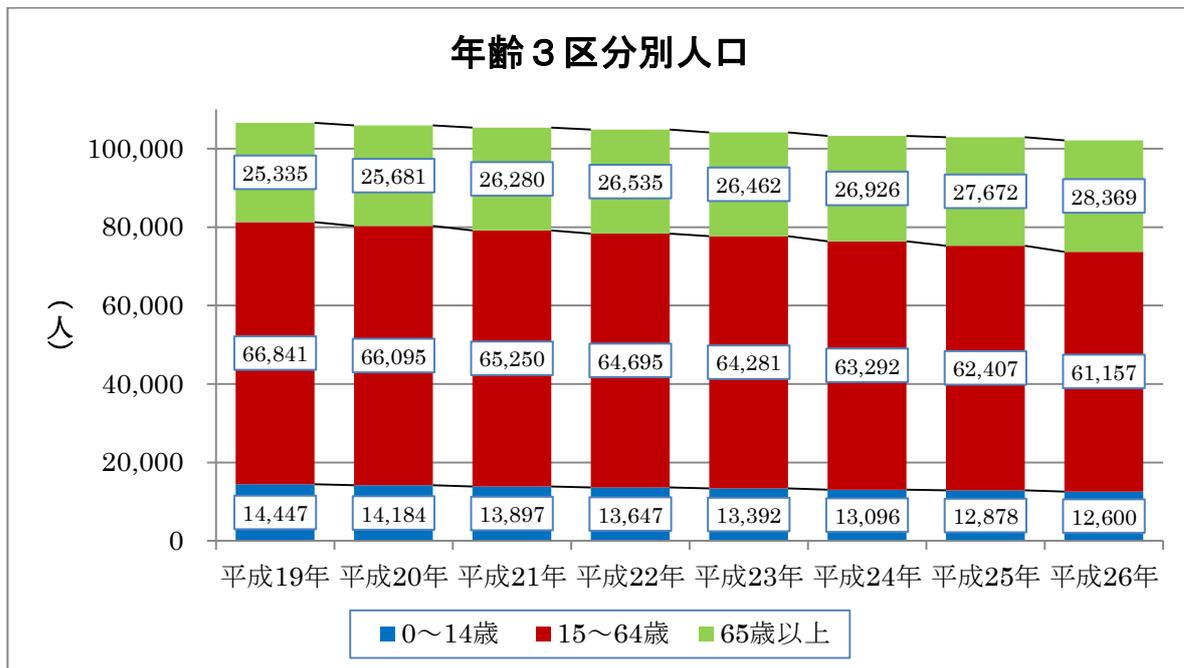
三条市の平成26年3月31日現在の人口は102,126人であり、「男性」が49,618人、「女性」が52,508人となっています。年齢階級別では、男女ともに「35～39歳」「40～44歳」「55～59歳」「60～64歳」「65～69歳」、女性のみ「70～74歳」が多くなっています。また、「34歳以下」は減少傾向にあります。



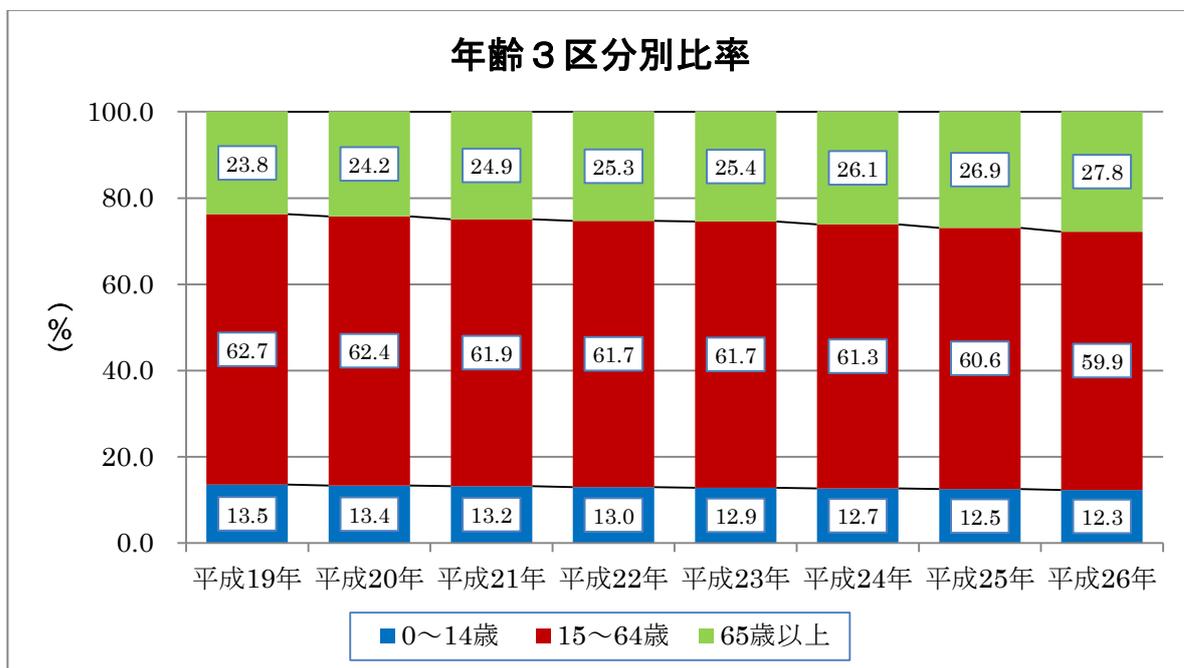
資料：住民基本台帳（平成26年3月末日）

(3) 年齢3区分別人口と比率

三条市の人口は減少傾向にあり、年齢3区分別比率でみると年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少しておりますが、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、確実に少子・高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月末日）



資料：住民基本台帳（各年3月末日）

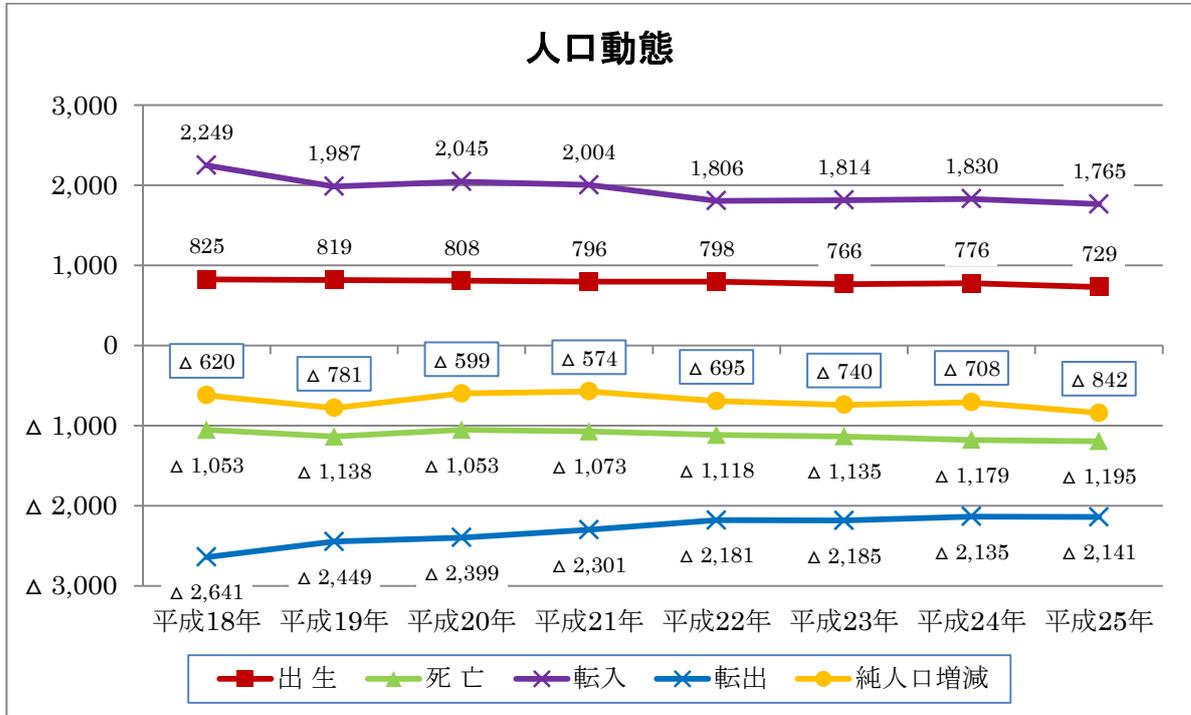
2 少子化の状況

(1) 人口動態

出生数は、平成25年が729人と例年よりやや少なくなっており、ここ数年減少傾向にあります。死亡数が出生数を上回っており、自然減の状態が続いています。

社会動態をみると、転出数が転入数を上回っており、社会減の状態が続いています。

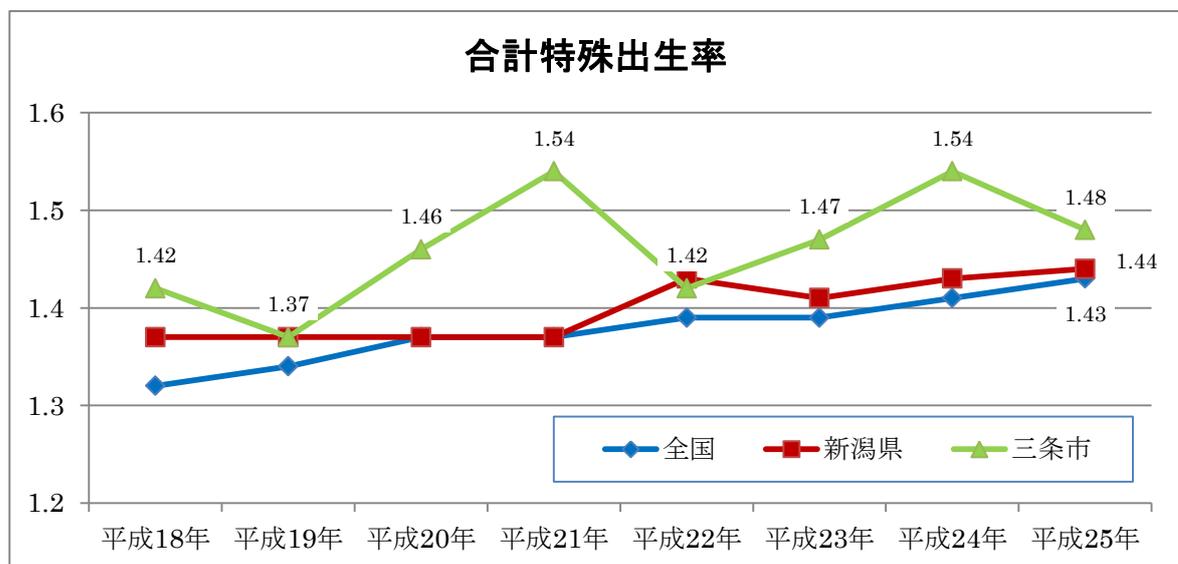
自然動態・社会動態ともに減少し続けており、純人口の減少が続いています。



資料：新潟県人口移動調査結果報告（各年10月1日）

(2) 合計特殊出生率

合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）は、平成19年に1.37まで減少しましたが、その後増加傾向にあり、平成25年には1.48となっています。また、全国や新潟県に比べやや高くなっています。

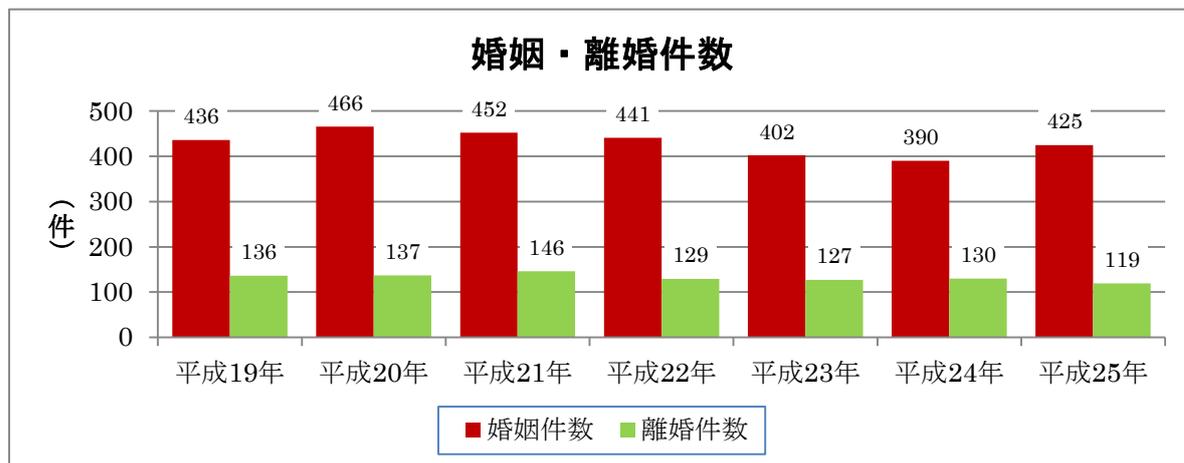


資料：新潟県人口動態統計（各年10月1日）

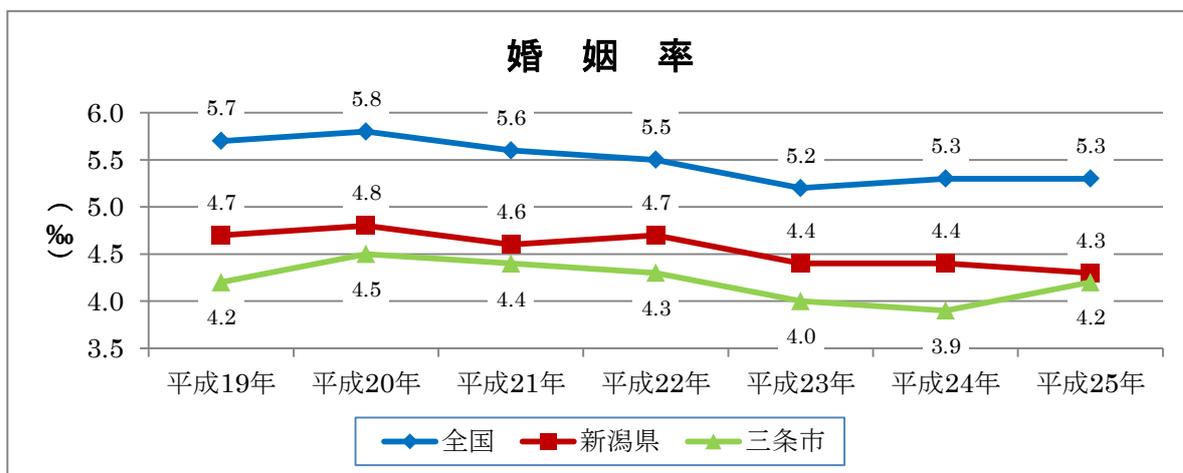
(3) 婚姻・離婚の状況

三条市の婚姻件数及び婚姻率をみると、いずれも減少傾向にありましたが、平成25年に若干増加しており、平成25年の婚姻件数は425件、婚姻率は4.2パーミル(千分率)となっています。婚姻率は新潟県の4.3パーミルよりも0.1ポイント、全国の5.3パーミルよりも1.1ポイント下回っています。

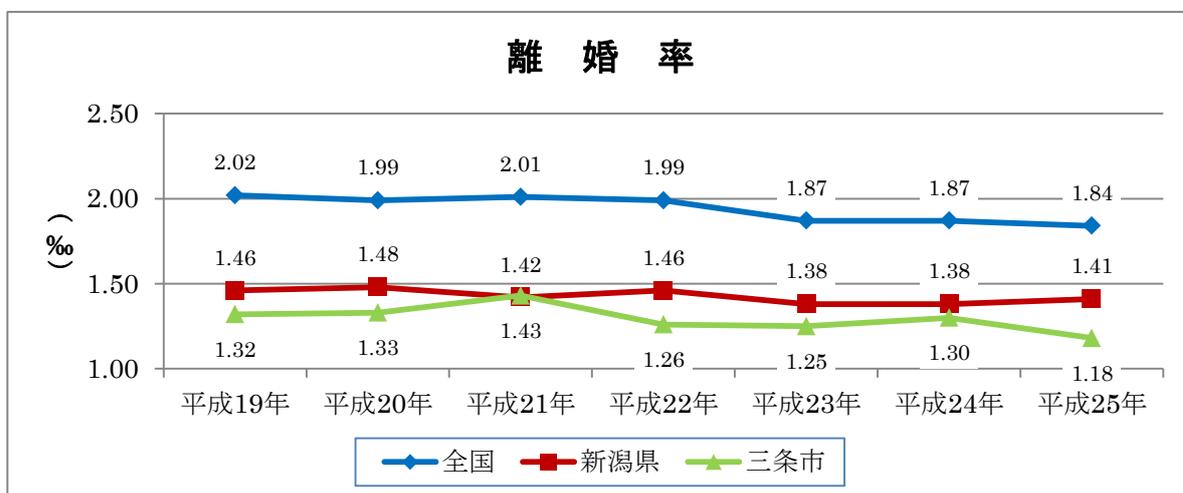
一方、離婚件数は平成21年まで増加傾向にありましたが、その後はほぼ横ばいで推移しており、平成25年は119件となっています。三条市の離婚率は、平成25年で1.18パーミルと新潟県及び全国の平均よりも低くなっています。



資料：新潟県衛生統計年報（各年）



資料：新潟県衛生統計年報（各年）



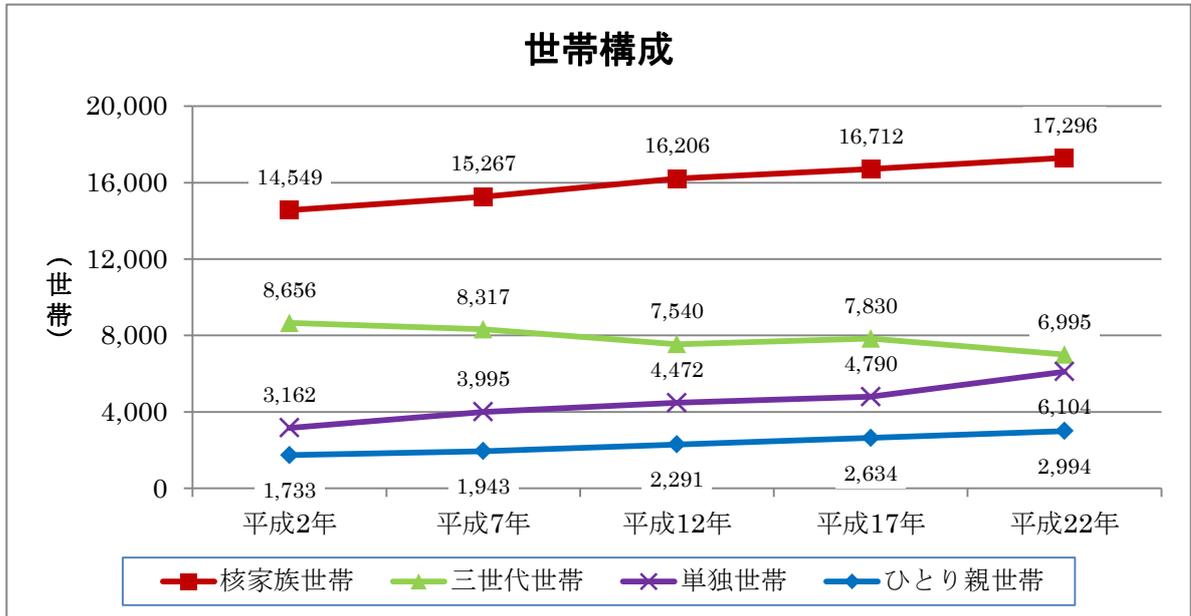
資料：新潟県衛生統計年報（各年）

3 家族や労働環境の状況

(1) 世帯構成

平成 22 年の国勢調査における世帯数は、核家族世帯が 17,296 世帯で最も多く、次いで三世帯世帯の 6,995 世帯となっています。

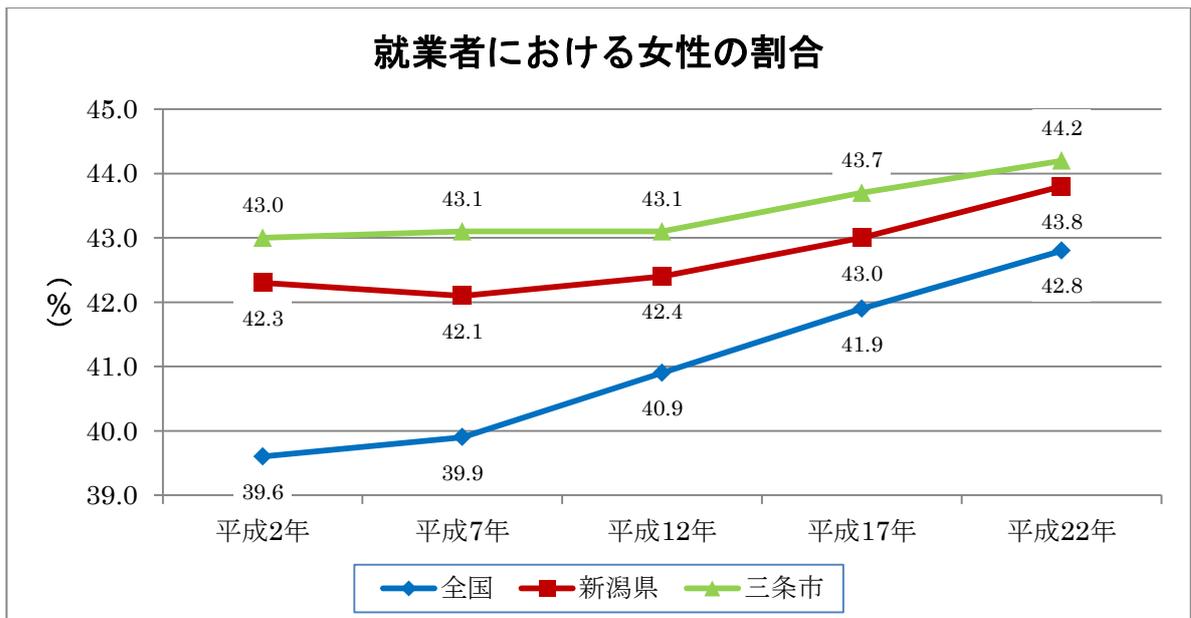
平成 2 年からの推移をみると、三世帯世帯のみ減少しており、それ以外の世帯についてはすべて増加傾向にあります。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

(2) 就業者における女性の割合

平成 22 年の国勢調査における就業者における女性の割合は 44.2% となっており、平成 2 年からの推移をみると、増加傾向にあります。全国や新潟県と比べると、三条市の就業者における女性の割合は高くなっています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

4 保育所（園）・幼稚園等の状況

(1) 施設数及び定員・入所（園）児童数の推移

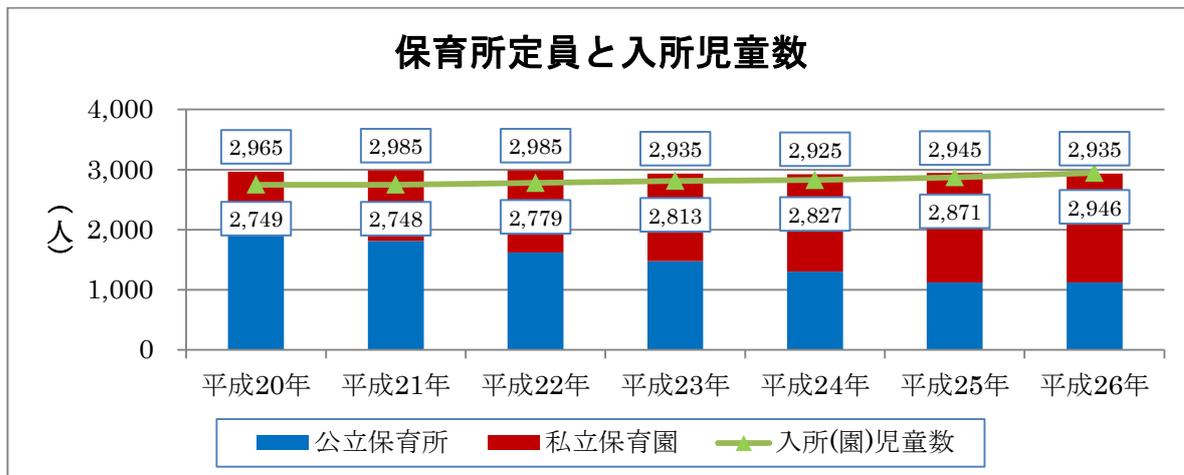
		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	
0～5 歳人口		5,049	4,949	4,912	4,821	4,703	4,668	4,617	
保育所 (園)	定員(人)	2,965	2,985	2,985	2,935	2,925	2,945	2,935	
	公立	施設数(施設)	22	20	18	15	13	10	10
		入所児童数(人)	1,682	1,534	1,323	1,219	1,101	970	1,038
	私立	施設数(施設)	8	10	12	13	15	17	17
		入所児童数(人)	1,067	1,214	1,456	1,594	1,726	1,901	1,908
	認可外 保育施設	公立	施設数(施設)	1	1	1	1	1	1
入所児童数(人)		39	40	44	35	32	23	17	
幼稚園	定員(人)	1,045	1,045	1,045	1,010	975	975	975	
	公立	施設数(施設)	1	1	1	1			
		入園児童数(人)	17	14	12	14			
	私立	施設数(施設)	7	7	7	7	7	7	7
		入園児童数(人)	499	488	491	465	439	415	388
	入所(園)児童数(人)		3,304	3,290	3,326	3,327	3,298	3,309	3,351
入所(園)率(%)		65.4	66.5	68.2	67.7	69.0	70.1	72.6	

※保育所・認可外保育施設は各年 4 月 1 日、幼稚園は各年 5 月 1 日

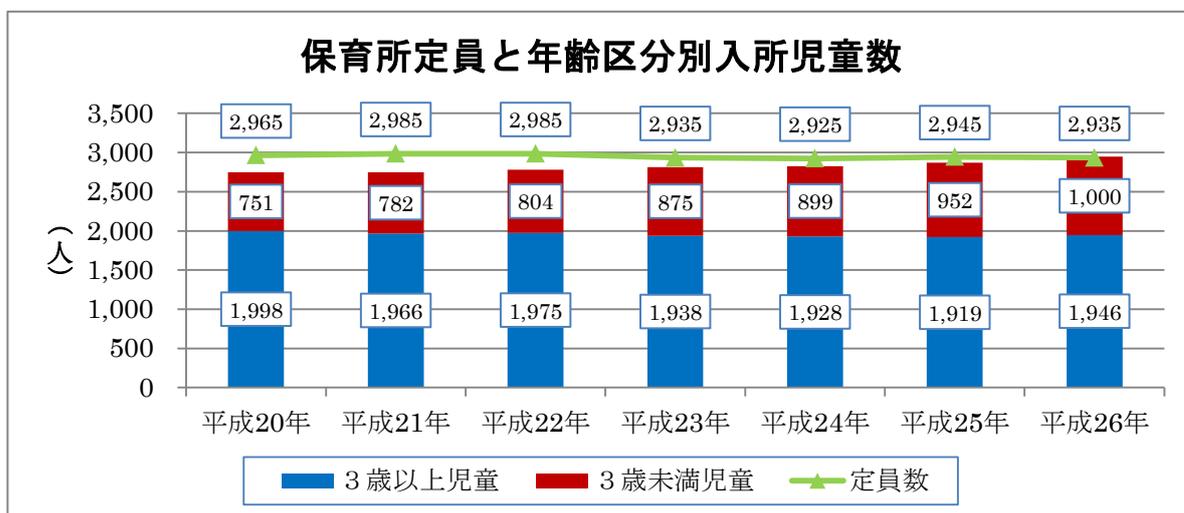
資料：住民基本台帳（各年 3 月末日）、子育て支援課（各年 4 月 1 日、5 月 1 日）

(2) 保育所の入所状況

平成26年4月1日現在、認可保育所は公立10か所、私立17か所の合計27か所あり、総定員は0～5歳児人口の63.6%にあたる2,935人で、入所児童数は2,946人となっています。



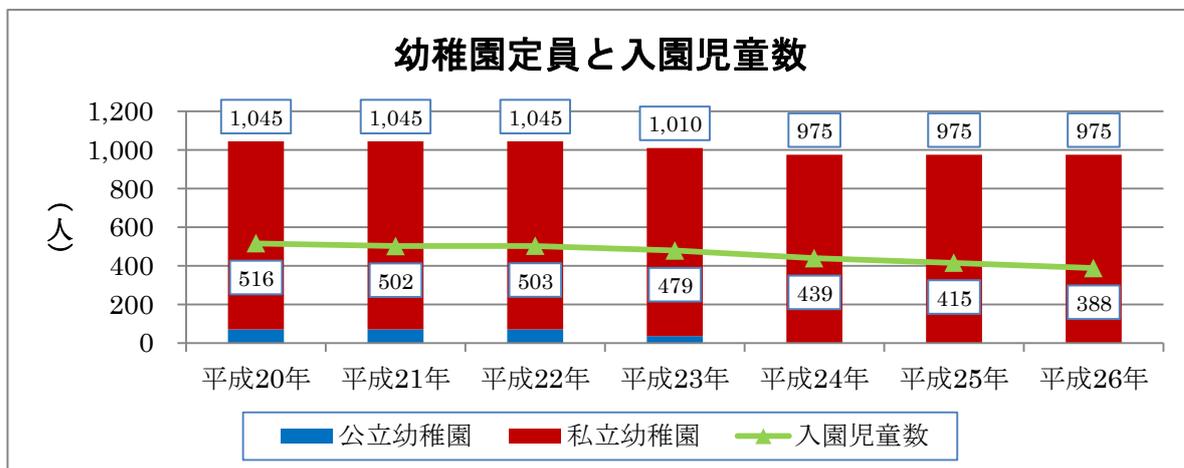
資料：子育て支援課(各年4月1日)



資料：子育て支援課(各年4月1日)

(3) 幼稚園の入園状況

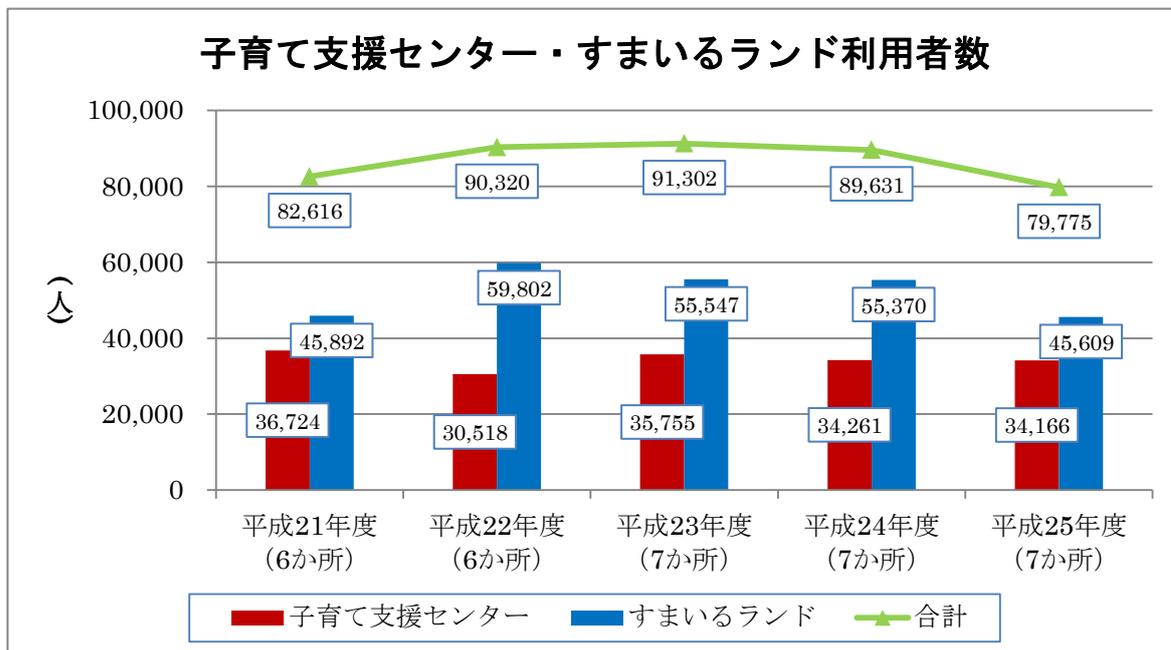
平成26年5月1日現在、幼稚園は私立7園であり、定員の39.8%にあたる388人となっています。平成20年から入園児童数の減少が続いています。



資料：子育て支援課(各年5月1日)

(4) 子育て支援センター・すまいるランドの利用状況

平成 23 年度をピークに緩やかに利用者数が減少傾向にあります。平成 25 年度には、子育て支援センターの利用者は 34,166 人、すまいるランドが 45,609 人となっています。

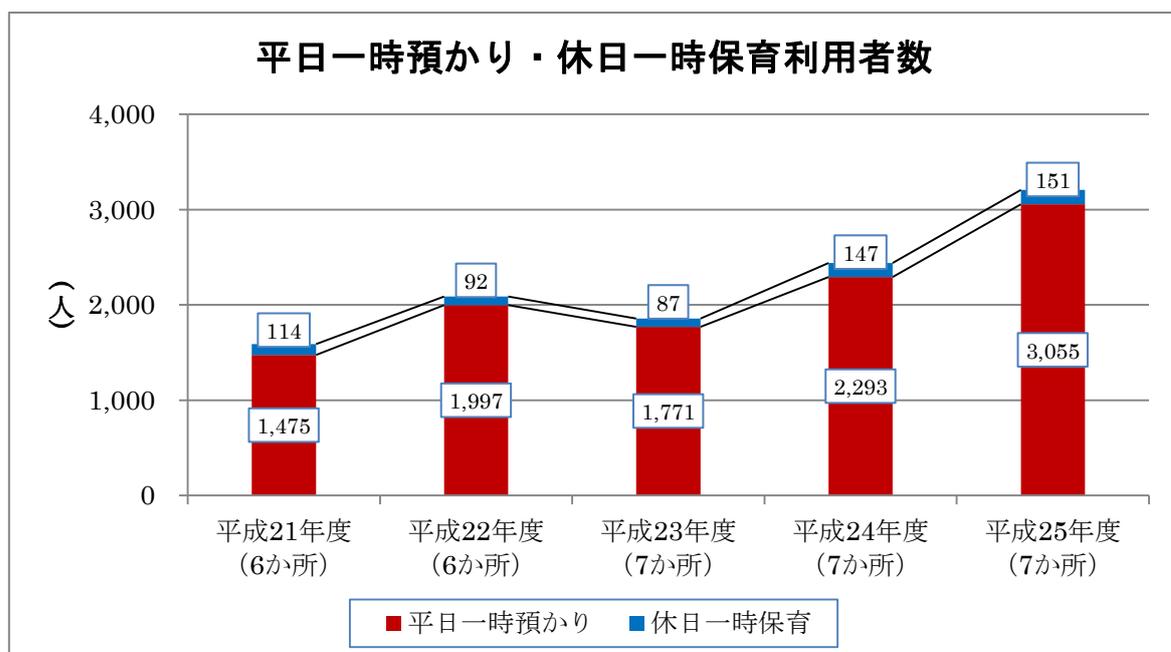


※()書きは、子育て支援センター

資料：子育て支援課

(5) 平日一時預かり・休日一時保育の利用状況

平成 21 年度からの推移をみると、平成 23 年度に利用者数が減少していますが、平成 25 年度には、平日一時預かりが 3,055 人、休日一時保育が 151 人、合計 3,026 人と平成 21 年度の約 2 倍の利用者数まで増加しています。

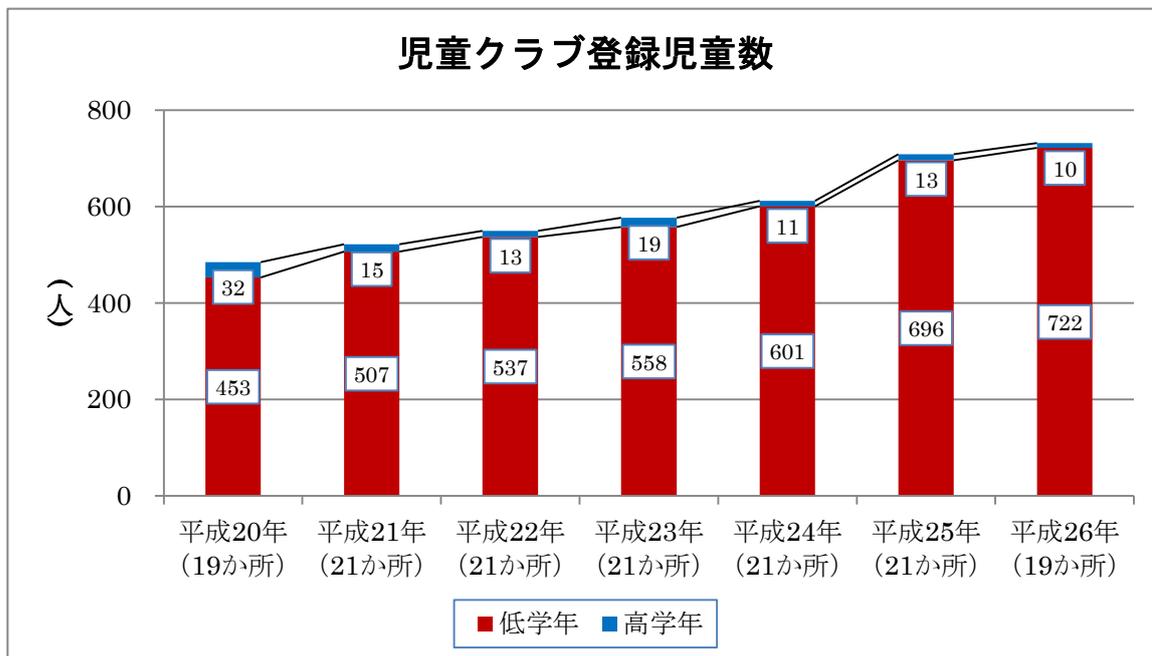


※()書きは、子育て支援センター

資料：子育て支援課

(6) 児童クラブの状況

平成 26 年 4 月 1 日現在、児童クラブは 19 か所あり、登録児童数は 732 人となっています。そのうち、低学年（1～3年生）は 722 人となっています。登録児童数は年々増えており、平成 20 年と比較すると、1.5 倍となっています。

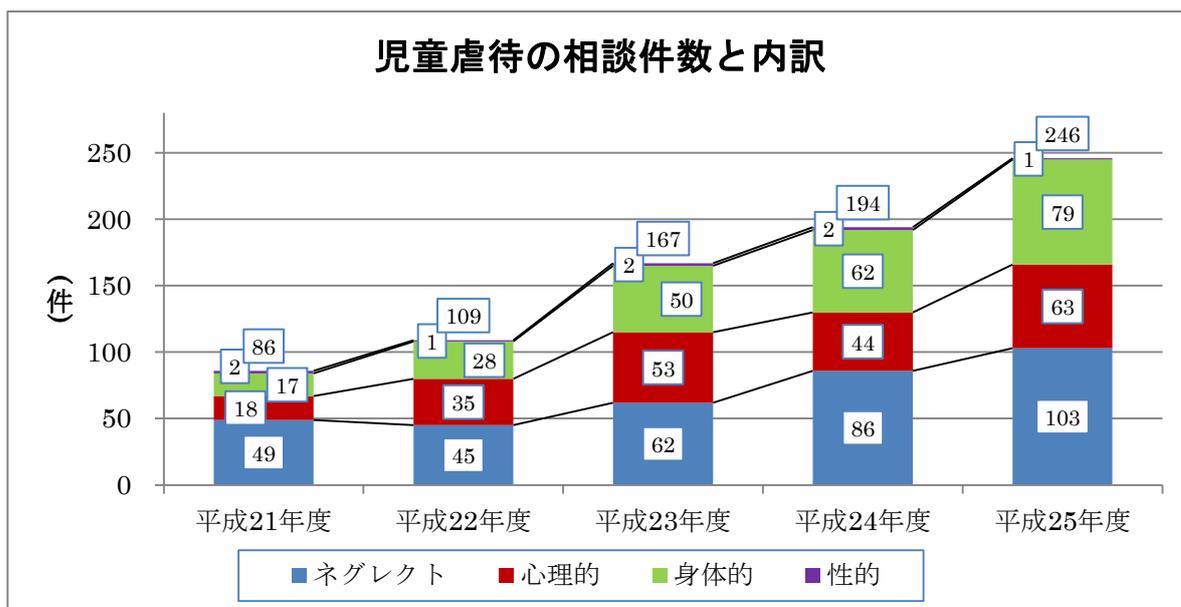


資料：子育て支援課（各年 4 月 1 日）

5 子ども・若者の状況

(1) 児童虐待の相談状況

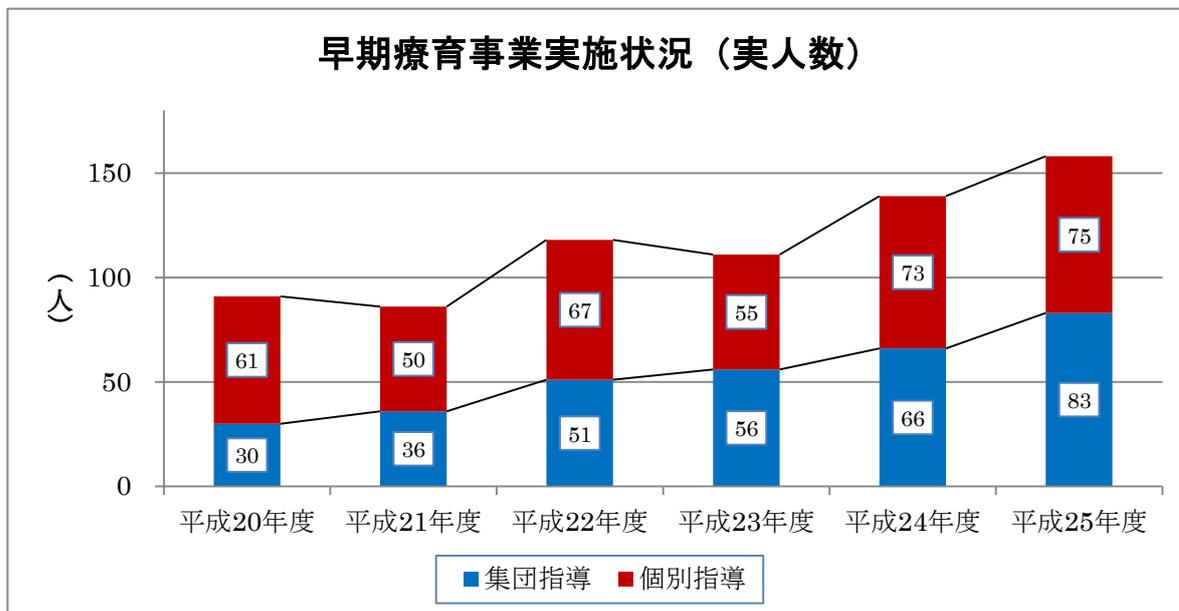
ここ数年、虐待に関する報道が多くあり、市民の意識が高まってきたことなどから、早期発見が進み相談件数は増加しています。平成 25 年度の相談内容を種類別にみると「ネグレクト（養育放棄）」が最も多く 103 件となっています。



資料：子どもの育ちサポートセンター

(2) 早期療育事業の実施状況

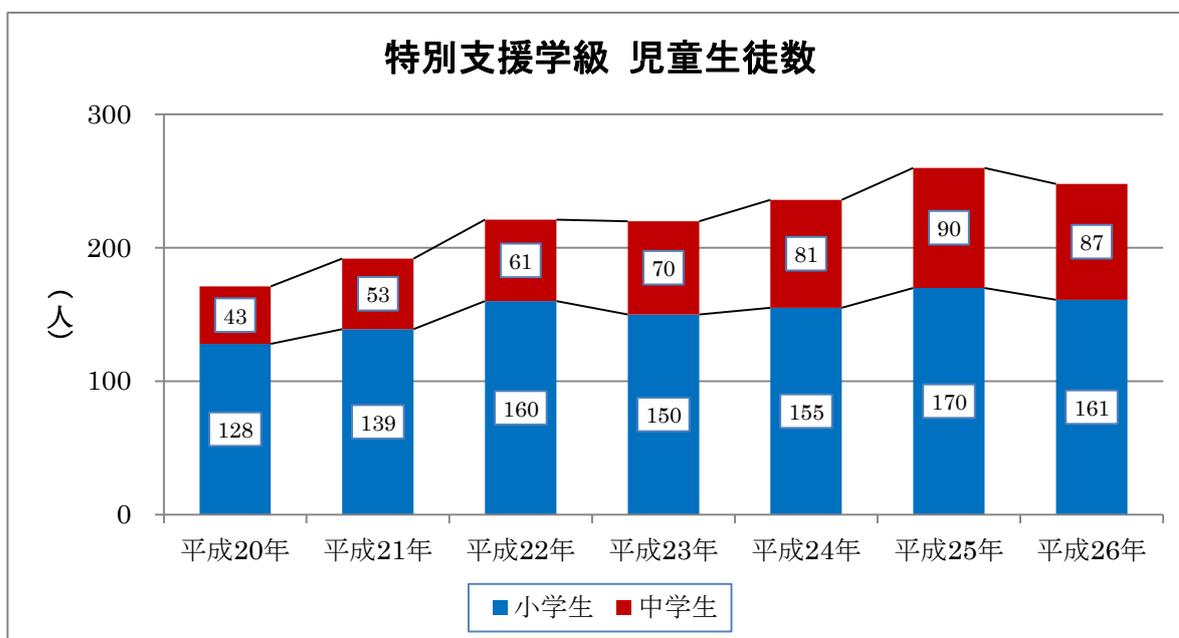
平成 25 年度の早期療育事業の実施状況（実人数）は、集団指導が 83 人、個別指導が 75 人となっています。早期療育事業の実施状況は増加傾向にあり、特に集団指導については平成 20 年と比較すると、2 倍以上となっています。



資料：子どもの育ちサポートセンター

(3) 特別支援学級の児童生徒数

平成 26 年 5 月 1 日現在、特別支援学級の児童数は 161 人、生徒数は 87 人となっています。特別支援学級の児童生徒数は年々増えており、平成 20 年と比較すると、約 1.5 倍となっています。

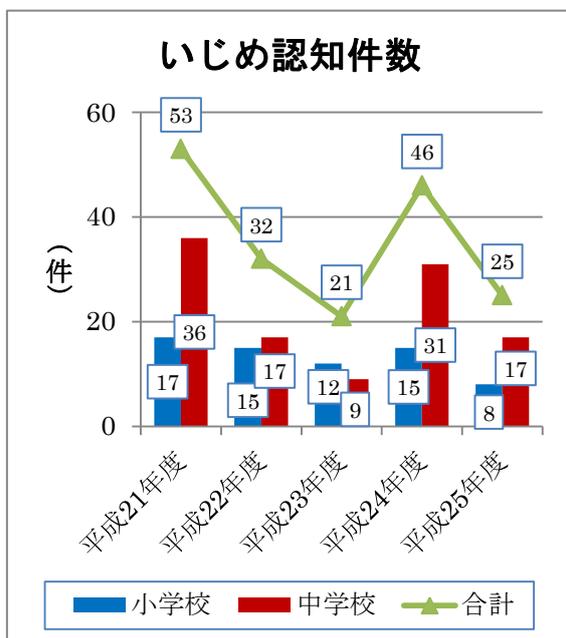


資料：小中一貫教育推進課(各年 5 月 1 日)

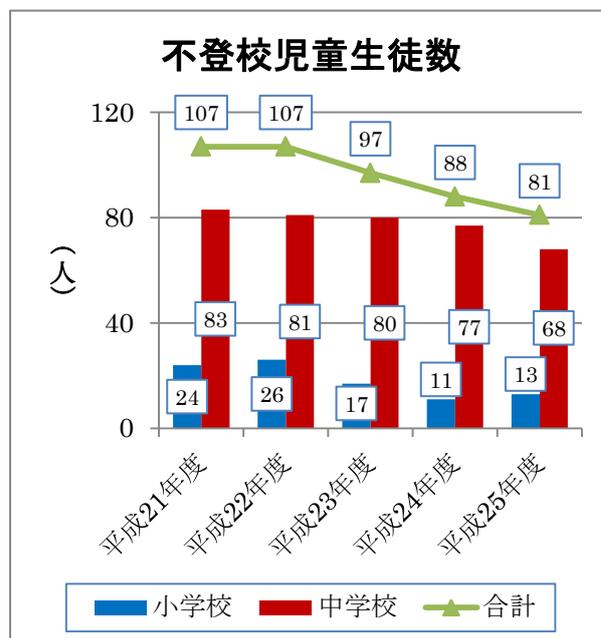
(4) いじめ・不登校の推移

いじめ認知件数は平成 21 年度から減少していましたが、平成 24 年度に「いじめを積極的に認知する。いじめを見逃さない。」という意識が醸成されたことにより一時的に増加しましたが、平成 25 年度には 25 件まで減少しています。

不登校児童生徒数については、小学校、中学校ともに減少傾向にあります。



資料：小中一貫教育推進課

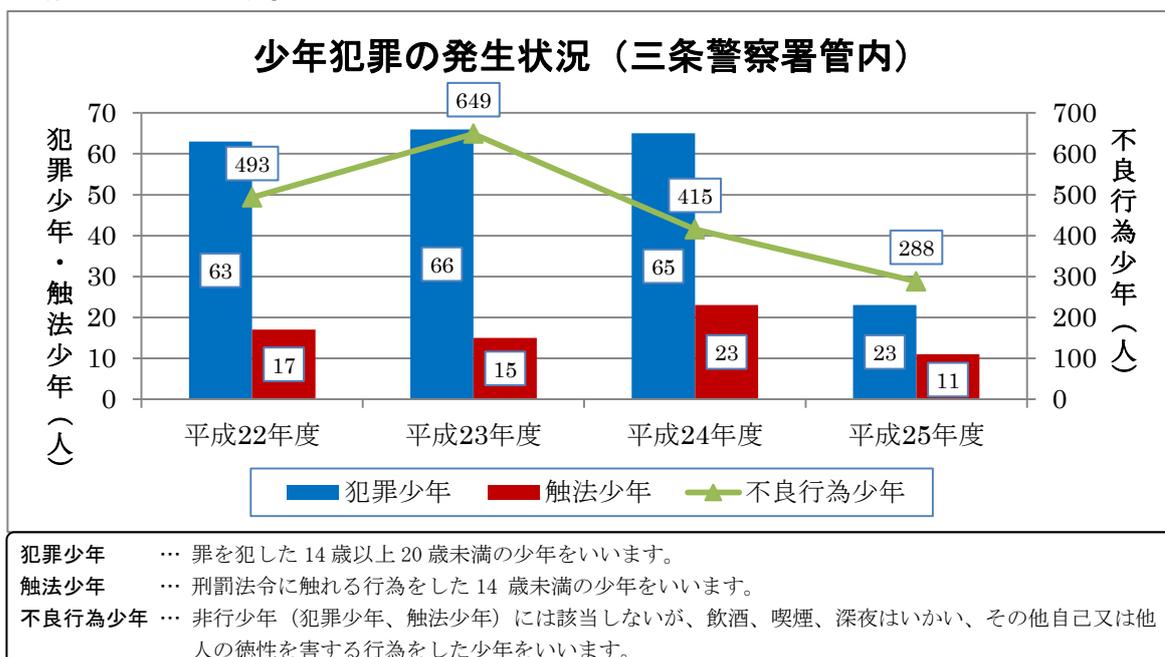


資料：小中一貫教育推進課

(5) 青少年犯罪の発生状況

犯罪少年は、平成 24 年度まで 65 人前後推移していましたが、平成 25 年度には 23 人まで減少しています。また、触法少年は、平成 24 年度まで 20 人前後で推移していましたが、平成 25 年度には 11 人まで減少しています。

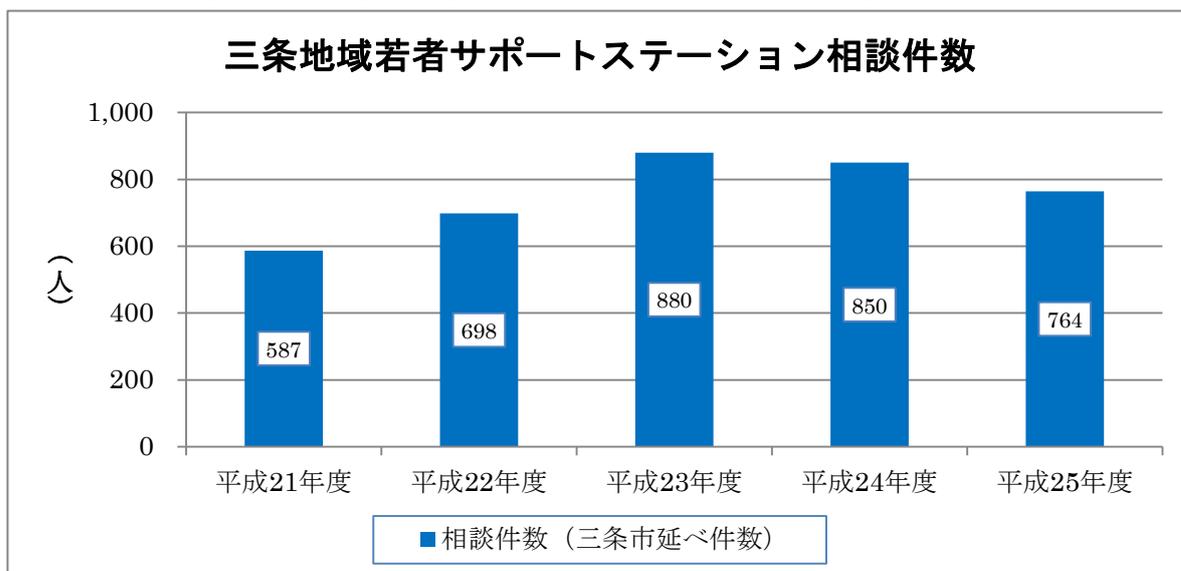
一方、不良行為少年は、平成 23 年度をピークに減少し、平成 25 年度には 288 人まで減少しています。



資料：三条警察署

(6) サポステの相談件数

サポステ（三条地域若者サポートステーション）での相談件数は、平成23年度をピークに若干減少し、平成25年度には764件となっています。

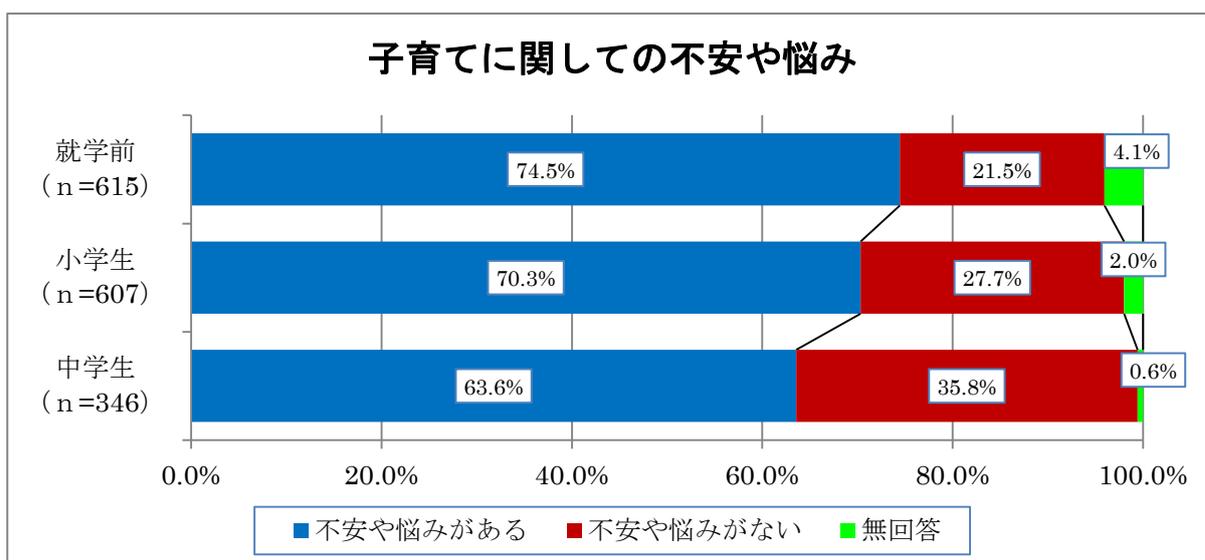


資料：三条地域若者サポートステーション

6 子育て家庭の状況

(1) 子育てに関する不安や悩み

子育てに関する不安や悩みについてみると、「不安や悩みがある」と答えた就学前児童保護者は74.5%、小学生保護者は70.3%、中学生保護者は63.6%となっています。また、「不安や悩みがない」と答えた就学前児童保護者は21.5%、小学生保護者は27.7%、中学生保護者は35.8%となっています。



資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

子育てに対する不安等の内容

区分	不安等の内容	就学前	小学生	中学生	全体	
※1	家庭	経済的な不安、負担	39.2%	38.2%	35.3%	37.9%
	子ども	子どもの情緒面	32.8%	29.0%	22.5%	29.1%
※3	環境	安心して子どもを遊ばせることのできる場所がない	31.5%	32.5%	13.9%	28.0%
	子ども	言葉や行動など、知的・精神的な発育	30.2%	24.1%	16.2%	24.7%
	自分	自分の時間を持ってない	35.9%	20.8%	10.1%	24.4%
	自分	しつけがうまくいかない	28.8%	22.4%	13.3%	22.9%
	環境	暗い通りや見通しのきかないところが多い	21.8%	24.4%	21.4%	22.7%
	子ども	子どもの食事や栄養	29.3%	19.1%	9.5%	21.0%
	自分	子育てで疲れる	30.6%	15.7%	7.5%	19.7%
	自分	子どもとの時間をもてない	23.3%	20.1%	11.3%	19.4%
	環境	子どもが安全に通れる道路がない	19.8%	16.5%	9.2%	16.2%
	家庭	配偶者との関係	13.3%	12.4%	8.4%	11.9%
	家庭	祖父母との子育て方針の不一致	13.2%	9.6%	5.8%	10.1%
	地域	子どもを預かってくれる人がいない	13.2%	9.4%	5.2%	9.9%
	地域	親自身が友達をつくれる場や機会がない	13.8%	8.2%	4.3%	9.6%
	地域	子育て経験者や先輩保護者と知り合えない	5.5%	2.5%	1.7%	3.5%
	地域	周囲の人が子ども連れを温かい目でみてくれない	2.3%	2.6%	2.0%	2.4%

※区分 家庭：家庭のこと、子ども：子どものこと、環境：子育て環境のこと、自分：自分のこと、
地域：地域のこと

資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

最も多くの親が抱えている子育てに対する不安や悩みは、経済面に関するものであり、実に全体の37.9%の方が不安等を感じているという結果となっています。

※1 「経済的な不安、負担」を抱えている割合が最も高く、子どもの成長に伴い、その割合は低下する傾向にあります。

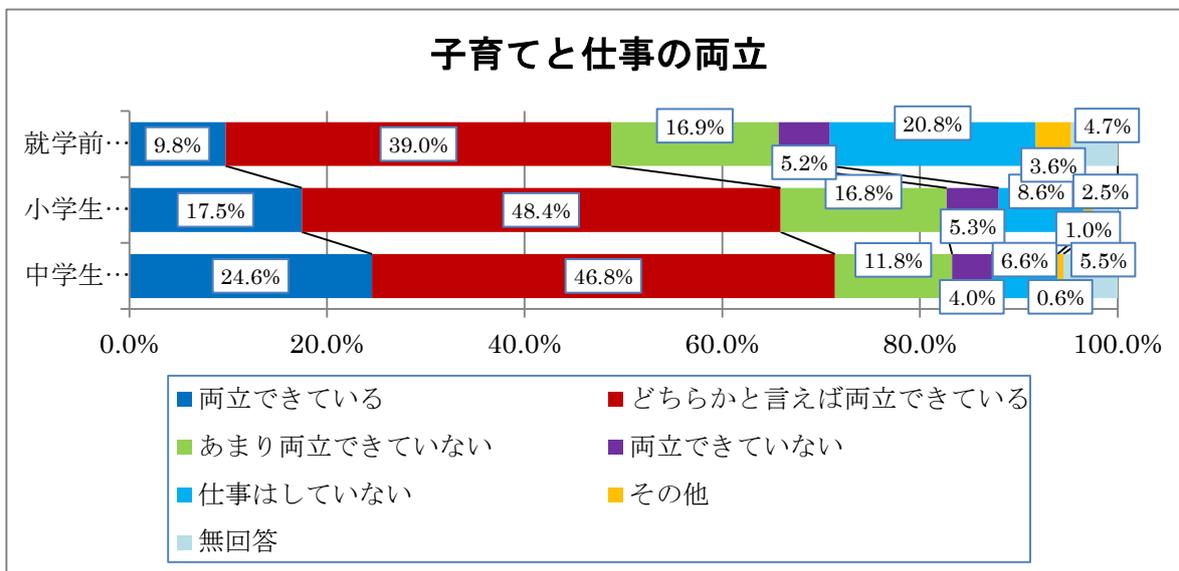
※2 「子どもの情緒面」「言葉や行動など、知的・精神的な発育」「しつけがうまくいかない」といった「子どもの育ち」に対して不安等を抱えている割合が、就学前児童保護者で特に高くなっています。

※3 「安心して子どもを遊ばせることのできる場所がない」とする回答が小学生保護者で多く、子どもの安全に対する関心の高さが伺えます。

(2) 子育てと仕事の両立

子育てと仕事の両立についてみると、「両立できている」と答えた就学前児童保護者は9.8%、小学生保護者は17.5%、中学生保護者は24.6%となっています。また、「どちらかといえば両立できている」と答えた就学前児童保護者は39.0%、小学生保護者は48.4%、中学生保護者は46.8%となっています。

「両立できている」と「どちらかといえば両立できている」の合計では、就学前児童保護者は48.8%、小学生保護者は65.9%、中学生保護者は71.4%となっています。

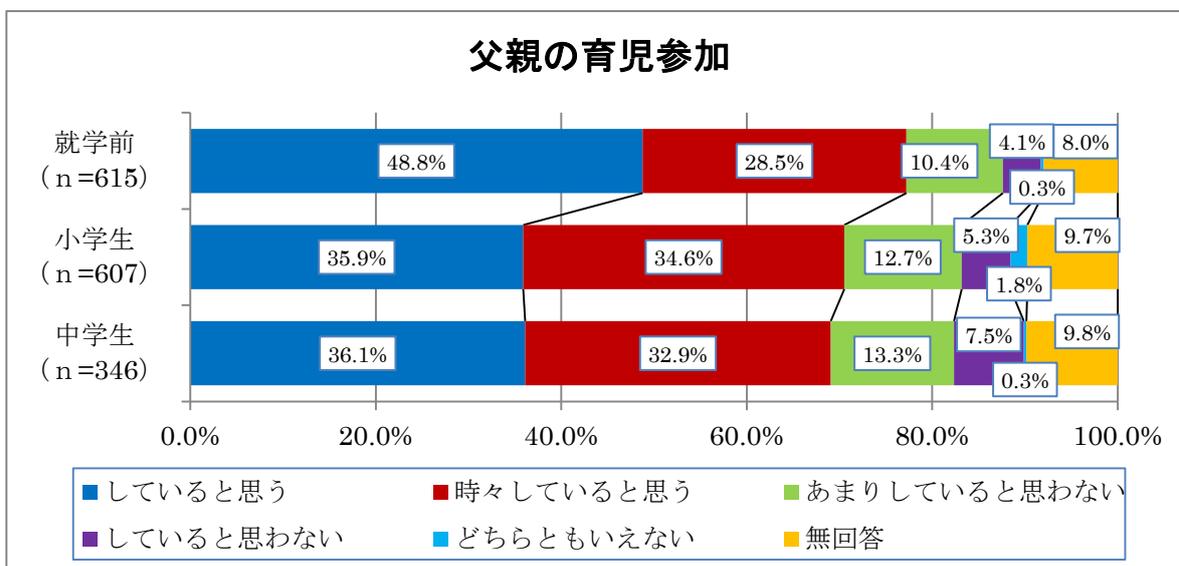


資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

(3) 父親の育児参加

父親の育児参加についてみると、「していると思う」と答えた就学前児童保護者は48.8%、小学生保護者は35.9%、中学生保護者は36.1%となっています。また、「時々していると思う」と答えた就学前児童保護者は28.5%、小学生保護者は34.6%、中学生保護者は32.9%となっています。

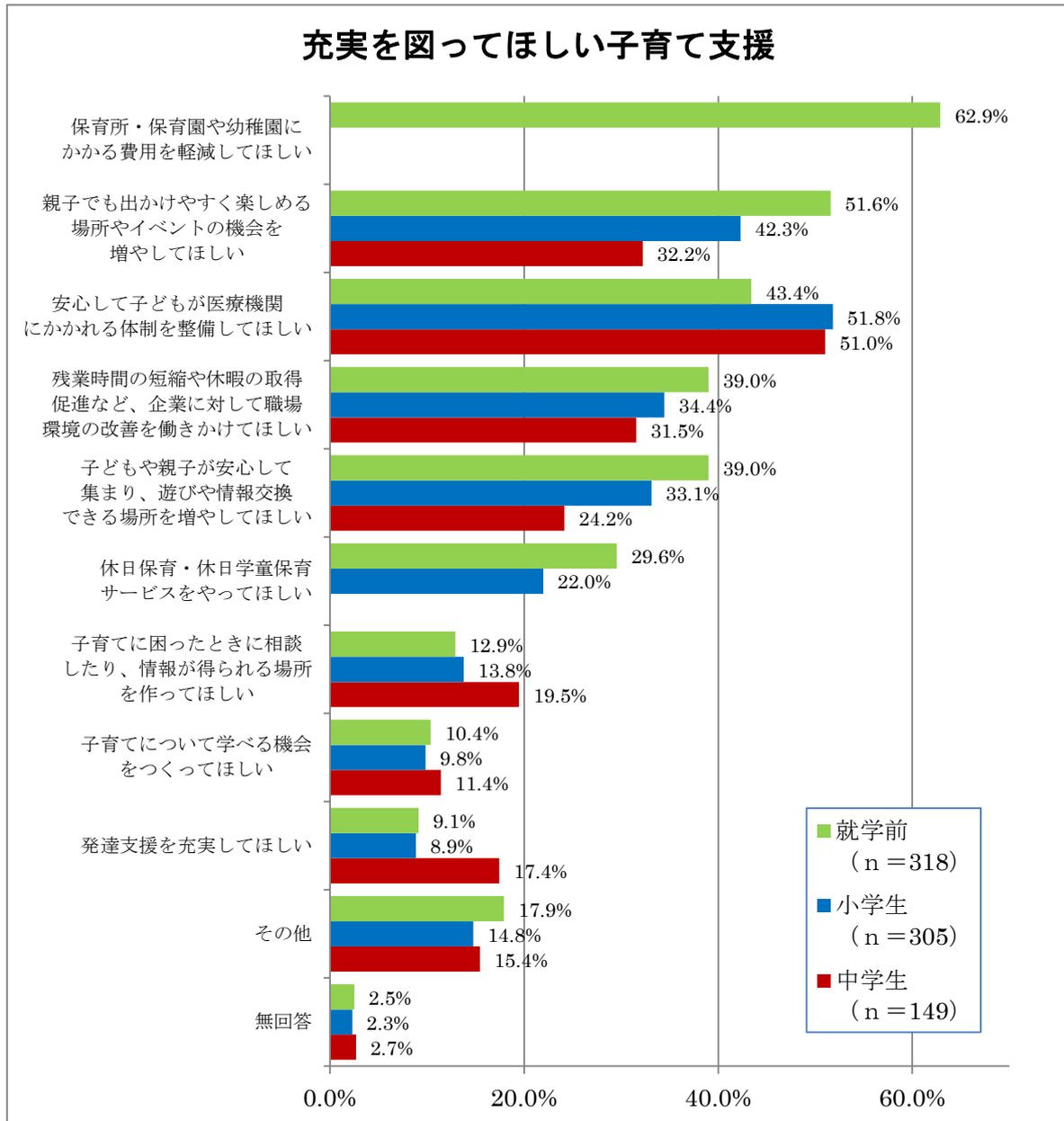
「していると思う」と「時々していると思う」の合計では、就学前児童保護者は77.3%、小学生保護者は70.5%、中学生保護者は69.0%となっています。



資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

(4) 充実を図ってほしい子育て支援

充実を図ってほしい子育て支援についてみると、「保育所・保育園や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が就学前児童保護者で 62.9%、小学生保護者及び中学生保護者では、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が小学生保護者で 51.8%、中学生保護者で 51.0%と最も多く、次いで「親子でも出かけやすく楽しめる場所やイベントの機会を増やしてほしい」が就学前児童保護者で 51.6%、小学生保護者で 42.3%、中学生保護者で 32.2%となっています。



資料：平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

7 現状分析のまとめと課題

(1) 子育てと仕事の両立支援

【 課題 1 】

子育てと仕事の両立を志向する家庭が多く、育児休業後の3歳未満児の保育や病児・病後児保育、休日保育など多様な保育ニーズに対応しきれていない現状があります。今後も共働き家庭の増加に加え、核家族化の進行、祖父母世代の就業などにより保育ニーズの増大と多様化が推測されます。

そこで、経済面の不安・負担感の軽減及び特に女性の社会での活躍を促進するために、子育てと仕事を両立させ、安心して働くことができるように教育・保育施設等の子育て支援環境を更に充実させていく必要があります。

加えて、再就職支援や子育てしやすい職場環境の充実を促進するとともに、共働き家庭での子育ての負担が女性に偏っている現状があることから、男女で子育て、家事を協力して行う機運を更に醸成していく必要があります。

(2) 子育てを楽しめる環境づくり

【 課題 2 】

核家族化や少子化の進行、地域の間人関係の希薄化などにより、子育て家庭が孤立している現状があり、子育てを一人で行うことが子育てに対する不安・負担感を増加させる要因でもあります。

そこで、子育ての悩みを相談できること、子育てに関する情報が必要なときに得られること、親同士が交流できる場所が身近にあることなど、安心して子育てができ、その子育てに楽しさを実感し、幸せを感じることができるよう環境を更に充実させていく必要があります。

(3) 全ての子ども・若者の健やかな成長への支援

【 課題 3 】

核家族化や少子化の進行、情報化社会、成熟した経済社会など子ども・若者を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、子ども・若者が、自分らしくこれからの社会を力強く生き抜いていくため、幼児教育・学校教育と連携を図りながら、乳幼児期から若者までのそれぞれの時期において健やかに成長できるよう、母子保健から青少年の健全育成までの取組を更に充実していく必要があります。

その際には、子ども・若者をただ単に育成の「対象」としてだけではなく、社会を構成する重要な「主体」として、家庭とともに地域の中で成長できるよう支援していく必要があります。

(4) 困難を有する子ども・若者への支援

【 課題4 】

これまで、様々な困難を有する子ども・若者に対して関係機関が連携して個に応じた支援を継続的かつ総合的に行う「子ども・若者総合サポートシステム」を推進して支援を行ってきました。

しかし、いじめ、不登校、非行は減少はしているものの、虐待管理件数や発達障がいなどで支援を要する子ども・若者は年々増加していることから、今後も「子ども・若者総合サポートシステム」を充実させ、予防策を実施するとともに、早期発見、早期対応並びに継続的な支援をきめ細やかに行っていく必要があります。

(5) 子ども・若者・子育て家庭をみんなで支える社会づくり

【 課題5 】

核家族化や少子化の進行、地域の人間関係の希薄化などにより、地域における子ども・若者を温かく見守る力が次第に弱まり、家庭においても養育力・教育力の低下などにより、児童虐待の増加や子育て家庭が孤立するなど、子ども・若者が心身ともに健やかに育つ環境が失われつつあります。

そこで、子育ての意義、子育てにおける家庭の役割、家族の絆の重要性などについて、すべての市民が認識を深め、子ども・若者の最善の利益を尊重し、子ども・若者は大人と共に生きるパートナーであるという理念の下、次代を担う子ども・若者が健やかに成長することができる活力ある地域社会を実現させるため、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を応援する機運を更に醸成していく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 目 標

安心して子育てを楽しむことができ、 子ども・若者の笑顔があふれるまち

親が安心して子育てを楽しみ、次代を担う子ども・若者が心身ともに健やかに育つことは、将来の三条市が発展するためには欠かせないことです。

そこで、市民、地域、関係団体や企業等と行政が一体となって、前章で述べた課題解決に向けた取組を積極的に展開し、「安心して子育てを楽しむことができ、子ども・若者の笑顔があふれるまち」の形成を目指します。

2 基本理念

ライフステージに応じた総合的で一貫した子育て支援

上記の目標の実現に向けて、子どもや子育て家庭に対して妊娠期から若者の就労・自立に至るまで、「ライフステージに応じた総合的で一貫した子育て支援」を基本理念とし、施策を展開します。

3 5つのプロジェクト

目標達成のため、前章の現状と課題を踏まえ、次の5つのプロジェクトを設定し、計画期間の5年間で、各プロジェクトの取組を着実に実施します。

I 子育てと仕事の両立プロジェクト	【 課題1 】
II ハッピー子育てプロジェクト	【 課題2 】
III 子ども・若者の健やかな成長プロジェクト	【 課題3 】
IV 子ども・若者支援プロジェクト	【 課題4 】
V 子ども・子育て応援社会プロジェクト	【 課題5 】

4 計画の体系

第5章 計画の内容

I 子育てと仕事の両立プロジェクト

子育てと仕事が両立できる環境を充実させるため、希望する全ての子どもが教育・保育施設等で質の高い教育・保育が受けられ、就学後においても、放課後等に安心して過ごせる居場所を創出します。

また、多様な働き方に対応するため、保育サービスの拡充やファミリー・サポート・センターを設置するとともに、出産のために退職した女性等の再就職支援や働きやすい職場環境の充実を促進します。

加えて、家事や子育てに関しては、まだまだ女性への負担が大きいことから、男性の家事、子育てへの参加を促進します。

1 多様なニーズに対応した保育環境等の充実

【新規・拡充の取組】

No.	取組名	取組の概要及び担当課
1	3歳未満児の保育の拡充	3歳未満児の保育ニーズに対応するため、認定こども園、保育所等の施設整備、地域型保育事業の実施など、3歳未満児の保育の拡充を図ります。 子育て支援課・教育総務課
2	病児・病後児保育の実施	病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育が困難な場合、病院に付設された専用スペースにおいて病児・病後児保育を実施します。 子育て支援課
3	一時預かりの拡充	認定こども園や幼稚園において一時預かりを行い、拡充を図ります。 子育て支援課
4	休日一時保育の拡充	嵐北地区（旧一ノ木戸小学校体育館）に設置予定の子育て拠点施設で、休日一時保育を実施します。 子育て支援課
5	ファミリー・サポート・センター事業の実施	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい方と援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行うセンターを設置します。 子育て支援課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	通常保育	子育て支援課
2	早朝・延長保育	子育て支援課
3	乳児保育	子育て支援課
4	未満児保育	子育て支援課
5	障がい児保育	子育て支援課
6	一時預かり	子育て支援課
7	休日一時保育	子育て支援課
8	保育所の統廃合	子育て支援課
9	ファミリーサポート支援事業	子育て支援課

2 子どもの放課後等の居場所の確保

【新規・拡充の取組】

No.	取組名	取組の概要及び担当課
1	児童クラブの充実	子ども一人当たりの面積基準に合わせ、施設整備等により児童クラブの充実を図ります。 子育て支援課・教育総務課
2	(仮称) 新放課後子どもプランの策定	子どもが放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所等について検討し、(仮称)「新放課後子どもプラン」を策定します。 子育て支援課
3	地域における子どもの居場所の創出	「(仮称) 新放課後子どもプラン」に基づき、地域における子どもの居場所を設置します。 子育て支援課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	児童館	子育て支援課
2	児童クラブ	子育て支援課
3	放課後子ども教室	子育て支援課
4	子どもの体験交流活動	子育て支援課
5	子どもの遊び場(公共施設開放)	子育て支援課

3 男性の家事、子育て参加の促進

【新規・拡充の取組】

No.	取組名	取組の概要及び担当課
1	男性向け実践プログラムの実施	男女共同参画をより積極的に理解し実践していくため、グループワークや実技を取り入れた講座等を開催します。 市民窓口課
2	対象を絞った効果的かつ効果率的な広報活動	若い父親を始めターゲットを絞って、家事、育児等への参画を促す啓発や広報を行います。 市民窓口課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	ENJOY! パパ手帳	子育て支援課

4 出産のために退職した女性等の再就職支援

【新規・拡充の取組】

No.	取組名	取組の概要及び担当課
1	ハローワークと連携した就職先の紹介	三条市雇用対策協議会と連携し、女性が応募しやすい職種に限定した就職ガイダンスを開催します。 商工課
2	再就職に向けた就労相談会等の実施	子育て中の女性を対象にした就職に関する相談会等を実施します。 商工課
3	再就職のためのセミナー等の実施	関係機関と連携した女性向けの再就職セミナー等を実施します。 商工課・市民窓口課
4	事業所における子育てと仕事の両立に向けた取組への支援	事業所を対象に、子育てしやすい職場環境改善に向けた講座等を開催します。 商工課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	ワークライフバランス啓発事業	商工課・市民窓口課
2	多様な働き方への意識改革のための啓発事業	商工課

Ⅱ ハッピー子育てプロジェクト

本来、子育ては楽しいものであり、子育てを楽しむことが親と子どもの幸せにつながるといふ理念の下、“ハッピー子育て”を推進するため、親子で集え、楽しむことのできる場所等の拡充を図るとともに、様々な経済的支援や子育てに関する情報発信の充実を図ります。

1 親子が集える場づくり

【新規・拡充の取組】

No.	取組名	取組の概要及び担当課
1	子育て拠点施設等の拡充	嵐北地区（旧一ノ木戸小学校体育館内）に子育て拠点施設を設置するとともに、大崎地区における子育て支援センターの設置を検討します。 子育て支援課・教育総務課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	子育て支援センター	子育て支援課
2	子育て拠点施設（すまいるランド）	子育て支援課

2 親子で楽しめる公園の整備

【新規・拡充の取組】

No.	取組名	取組の概要及び担当課
1	公共施設跡地を活用した公園の整備	周辺の既存公園の配置等を勘案しながら、公共施設の統廃合等に伴い不要となった敷地を活用して公園の整備を行います。 建設課
2	既存公園の遊具等の整備	計画的に遊具の安全点検を行い、その結果を踏まえた遊具の更新にあたり、地元と連携して、遊具等の再配置を検討し、整備します。 建設課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	公園・児童遊園	建設課

3 子育て家庭へのサポートの充実

【新規・拡充の取組】

No.	取組名	取組の概要及び担当課
1	利用者支援事業の実施	子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、子育て拠点施設で情報提供等を行い、必要に応じて相談・助言等、関係機関との連絡調整を行います。 子育て支援課
2	保育料算定時のみなし寡婦（夫）控除の適用	現在、税法上の税額を用いて保育料を算定していることから、適用されない「未婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除」について、子育て家庭へのサポートの充実を図るため、寡婦（夫）控除のみなし適用を検討し実施します。 子育て支援課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	子育てガイドブック	子育て支援課
2	子育て支援情報メール	子育て支援課
3	児童手当	子育て支援課
4	児童扶養手当	子育て支援課
5	妊産婦医療費助成	子育て支援課
6	こども医療費助成	子育て支援課
7	ひとり親家庭等医療費助成	子育て支援課
8	養育医療費助成	子育て支援課
9	障がい者自立支援(育成医療)給付	子育て支援課
10	特別支援教育就学奨励費	小中一貫教育推進課
11	特別支援学校就学費補助金	小中一貫教育推進課
12	特別児童扶養手当	福祉課
13	自立支援教育訓練給付金	子育て支援課
14	高等職業訓練促進給付金	子育て支援課
15	私立幼稚園就園奨励費補助金	子育て支援課

Ⅲ 子ども・若者の健やかな成長プロジェクト

次代を担う子ども・若者の健やかな成長のために、母子の歯科保健等の母子保健の充実や家庭での教育支援の充実を図るとともに、子育て等に対する保護者の悩みに迅速に対応するため、子どもの発育・子育て相談の充実を図ります。

また、子ども・若者が社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになるため、子ども・若者の意見表明機会を拡充するなど、子ども・若者の社会形成、社会参加の推進を図ります。

1 母子保健、家庭教育の充実

【新規・拡充の取組】

No.	取組名	取組の概要及び担当課
1	母子の歯科保健の充実	3歳児健診後も、う蝕予防を継続的に実施することにより、母子の歯科保健の充実を図ります。 子育て支援課
2	「眠育」（早寝、早起き）の啓発強化	幼児期から十分な睡眠をとり、正しい生活リズムを身につける「眠育」（早寝、早起き）を推進します。 子育て支援課
3	家庭教育講座の拡充	「親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”（BP）」 「Nobody's Perfect - 完璧な親なんていない（NP）」 これらの講座の実施回数を増やし、家庭教育講座の拡充を図ります。 子育て支援課
4	乳幼児とのふれあい学習の充実	乳幼児との触れ合いを通じて、幼児の発達と生活の特徴を知り、子どもが育つ環境としての家族・家庭の役割や幼児の生活についての学習機会の充実を図ります。 子育て支援課・小中一貫教育推進課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	妊婦健康診査	子育て支援課
2	妊婦歯科健診	子育て支援課
3	母子健康手帳	子育て支援課
4	こんにちは赤ちゃん訪問	子育て支援課
5	乳幼児健康診査	子育て支援課
6	乳幼児訪問	子育て支援課
7	予防接種	子育て支援課
8	幼児期からの生活習慣病予防の啓発	子育て支援課
9	家庭教育講座	子育て支援課

2 子どもの発育・子育て相談の充実

【新規・拡充の取組】

No.	取組名	取組の概要及び担当課
1	出張及び時間外相談の実施	乳幼児の健診時や子育て支援センター等の相談を充実させるとともに、働く母親等の子育ての悩みに迅速に対応するため、時間外子育て相談を実施します。 子育て支援課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	10 か月児健康相談会 (コアラらんど)	子育て支援課
2	子どもの発育・子育て相談	子育て支援課

3 子ども・若者の社会形成、社会参加の推進

【新規・拡充の取組】

No.	取組名	取組の概要及び担当課
1	子ども・若者の意見表明機 会の拡充	子ども・若者の社会参加意識を高めるため、子ども・若者が社会の一員として積極的に意見表明できる「子どものしゃべり場」「子ども運営委員会」などの機会を拡充します。 子育て支援課・各課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	青少年健全育成事業	子育て支援課
2	子どもの職業体験	商工課
3	保育ボランティア	子育て支援課

IV 子ども・若者支援プロジェクト

被虐待、発達障がいを含む全ての障がい、不登校、ひきこもりなど問題を抱える子ども・若者に対する支援を推進するため、子ども・若者総合サポートシステムや三条っ子発達応援事業の充実を図ります。

1 子ども・若者総合サポートシステムの充実

【新規・拡充の取組】

No.	取組名	取組の概要及び担当課
1	養育支援訪問事業の実施	特定妊婦など、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭に助産師が訪問し、きめ細やかな相談や支援を実施します。 子育て支援課
2	被虐待児童及び問題行動児童の進行管理の強化	被虐待や問題行動等、特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期対応及びきめ細かな支援を継続的に実施します。 子育て支援課・小中一貫教育推進課
3	若者支援の相談体制の強化	青少年育成センターの青少年相談を、アウトリーチ（訪問支援）機能を有する民間団体に委託し、青少年の悩み事の解決や若者の就労に繋げる体制の充実を図ります。 子育て支援課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	子ども・若者総合サポート会議	子育て支援課
2	家庭児童相談（虐待相談）	子育て支援課
3	女性相談	子育て支援課
4	青少年相談	子育て支援課
5	すまいるファイル	子育て支援課

2 三条っ子発達応援事業の充実

【新規・拡充の取組】

No.	取組名	取組の概要及び担当課
1	年中児発達参観の全市実施	子どもの育ちや個性に早期に気づくための「年中児発達参観」を全ての保育所・幼稚園等を対象に実施します。 子育て支援課
2	発達支援に係るコーディネーターの資質の向上	各保育所・幼稚園等において「発達支援コーディネーター」を育成し、子どもの一人一人の育ちや個性を把握し、適切な指導及び必要な支援を継続的に実施できる体制を整備します。 子育て支援課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	三条っ子発達応援事業	子育て支援課
2	子ども発達ルーム	子育て支援課

V 子ども・子育て応援社会プロジェクト

子ども・若者の最善の利益を尊重し、子ども・若者は大人と共に生きるパートナーであるという理念の下、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を応援する三条市にするため、子ども・若者・子育て家庭を支えるまちづくりを推進するとともに、地域の安全・安心の確保を図ります。

1 子ども・子育て家庭を支えるまちづくりの推進

【新規・拡充の取組】

No.	取組名	取組の概要及び担当課
1	「子どもの権利」の啓発強化	子どもの権利に関する啓発チラシの作成や講演会の開催等により、啓発強化を図ります。 子育て支援課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	子育て応援宣言市民運動	子育て支援課
2	サンキッズカード事業	子育て支援課
3	子育て団体・サークルへの支援	子育て支援課

2 地域における安全・安心の確保

【新規・拡充の取組】

No.	取組名	取組の概要及び担当課
1	通学路の整備	通学路安全推進会議において小中学校の通学路の安全点検を行い、通学路の安全対策について協議し、危険箇所の改善策を講じます。 建設課・小中一貫教育推進課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	巡回指導	子育て支援課
2	環境浄化活動	子育て支援課
3	登下校時の見守りパトロール	小中一貫教育推進課
4	地域安全マップづくり	環境課・小中一貫教育推進課
5	不審者情報の共有	環境課・子育て支援課・ 小中一貫教育推進課

第6章 子ども・子育て支援新制度に 基づく事業の展開

1 新制度が目指すもの

(1) 共通の給付による子ども・子育て支援

保育所、幼稚園、認定こども園への共通の「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育などへの「地域型保育給付」という、2つの公的な財政支援を新設します。

(2) 保育の量的確保、質の改善

小規模な保育を支援する「地域型保育給付」によって、待機児童が多い都市部や、子どもが減少傾向にある地域での保育の量的確保を可能とし、保育環境の充実を目指します。

(3) 認定こども園制度の改善

「幼保連携型認定こども園」を、幼稚園と保育所の法的位置づけを持つ単一の施設として位置づけ、認可・認定や指導監督などを一本化することにより、施設設置の促進を図ります。

(4) 地域や家庭の実情に応じた子育て支援の充実

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象にした子育て支援を充実させるため、「地域子ども・子育て支援事業」を市が行う事業として法的に位置づけ、その拡充を図ります。

2 子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、事業主代表者、子育ての当事者、子育て支援者などが、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、内閣府に「子ども・子育て会議」を平成25年4月に設置しました。

三条市でも、新制度の実施に関し審議を行うため、平成26年3月に「三条市こども未来委員会条例」を制定し、同年4月に「三条市こども未来委員会」を設置し、子ども・子育てに関わる現状を把握し今後の計画や様々な施策を考える場としました。

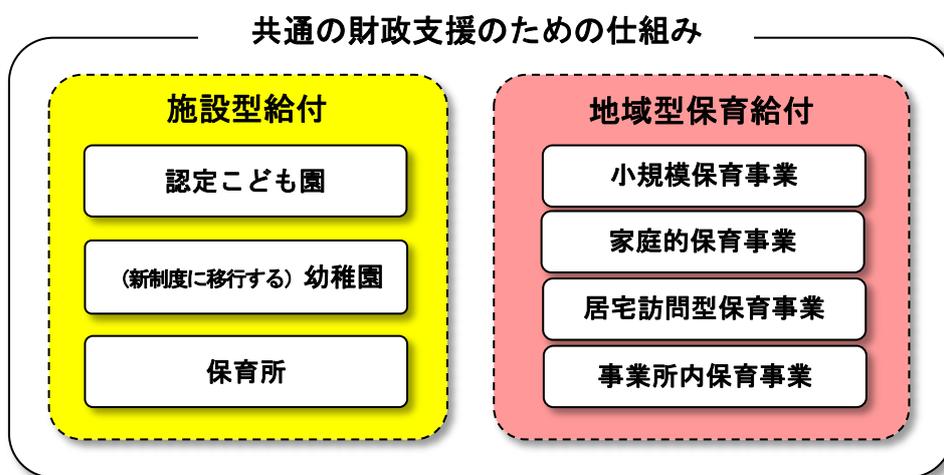
3 新制度の事業体系

(1) 幼児期の教育・保育の提供

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さを併せもつ「認定こども園」を普及させ、これらの利用に共通の給付「施設型給付」が創設されます。

また、20人未満の少人数の子どもを対象とする「地域型保育給付」を創設し、市が認可したうえで財政支援します。

- 小規模保育（利用定員6～19人） ○家庭的保育（利用定員5人以下）
- 居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅において保育を提供）
- 事業所内保育（主に従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を提供）



(2) 地域子ども・子育て支援事業

新制度では、質の高い教育・保育の提供とともに、地域に根差した総合的な子育て支援体制の充実を図ることとしています。三条市においても、国の定める下表の13事業により、地域の子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

No.	事業名
1	利用者支援事業
2	一時預かり事業
3	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）
4	地域子育て支援拠点事業
5	妊婦健康診査
6	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
7	養育支援訪問事業
8	子育て短期支援事業
9	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
10	延長保育事業
11	病児・病後児保育事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

4 教育・保育の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は、次の3区分で行われます。

認定区分	対象者	給付の内容	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	教育標準時間	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども（学校教育を希望）	教育標準時間	幼稚園、認定こども園
	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間※ 保育標準時間※	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間※ 保育標準時間※	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

※就労時間などにより、利用できる時間が異なります。

（保育短時間：最長8時間、保育標準時間：最長11時間）

5 教育・保育の提供区域の設定

幼児期の教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域の設定にあたっては、三条市の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件を踏まえ、保育サービスを身近な地域で利用できること及び基盤整備上の柔軟性を総合的に勘案し、区域設定を次のとおりとします。

なお、この設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むためのものであり、区域ごとに各施設・事業等の利用が制限されるものではありません。

(1) 教育・保育施設、地域型保育事業の提供区域

認定区分	区域
1号認定（幼稚園、認定こども園）	市全域
2号認定（幼稚園、認定こども園）	市全域
2号認定（保育所、認定こども園）	5区域 ※
3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育事業）	5区域 ※

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

No.	事業名	区域
1	利用者支援事業	市全域
2	一時預かり事業	市全域
3	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	16区域(小学校区を基本)
4	地域子育て支援拠点事業	市全域
5	妊婦健康診査	市全域
6	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	市全域
7	養育支援訪問事業	市全域
8	子育て短期支援事業	市全域
9	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域
10	延長保育事業	5区域 ※
11	病児・病後児保育事業	市全域
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域

※5区域：嵐北地域 … 第二、第三、第四及び大崎中学校区
嵐南地域 … 第一及び本成寺中学校区
大島地域 … 大島中学校区
栄地域 … 栄中学校区
下田地域 … 下田中学校区

三条市を5区域に分けた地図を掲載

6 教育・保育の量の見込みと確保方策

1～3号の認定区分及び教育・保育提供区域ごとに設定した「量の見込み（需要）」は、アンケート調査の結果に現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況等も勘案して設定し、それに対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による「確保方策（供給）」（確保の内容及び実施時期）を設定しました。

(1) 教育・保育施設全体

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み 合計		3,411 人	3,384 人	3,383 人	3,377 人	3,359 人
1号認定		146 人	145 人	144 人	144 人	143 人
2号認定	学校教育	219 人	217 人	217 人	216 人	214 人
	上記以外	1,985 人	1,963 人	1,957 人	1,948 人	1,929 人
3号認定	0歳児	155 人	157 人	160 人	163 人	165 人
	1・2歳児	906 人	902 人	905 人	906 人	908 人
確保方策 合計		3,960 人	3,930 人	3,980 人	3,900 人	3,900 人
幼稚園		875 人	755 人	755 人	655 人	655 人
保育所		2,955 人	2,995 人	3,045 人	3,065 人	3,065 人
認定こども園		130 人				
地域型保育事業		—	50 人	50 人	50 人	50 人

(2) 1号認定・2号認定（幼稚園等）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1号認定	146 人	145 人	144 人	144 人	143 人
	2号認定	219 人	217 人	217 人	216 人	214 人
	合計 ①	365 人	362 人	361 人	360 人	357 人
確保方策	幼稚園	875 人	755 人	755 人	655 人	655 人
	認定こども園	55 人				
	合計 ②	930 人	810 人	810 人	710 人	710 人
② - ①		565 人	448 人	449 人	350 人	353 人

幼稚園：H28 私立閉園 120 人減、H30 私立閉園 100 人減

認定こども園：H27 私立開園 55 人増（私立幼稚園から移行）

三条市内の幼稚園は全て私立の幼稚園であり、今後、認定こども園に移行する幼稚園も含め、入園希望者が全員入園出来る定員があるため、量の見込みに対する確保量が不足するという事は想定していません。

また、2号認定のうち学校教育の利用希望が強いと想定される子どもについては、幼稚園と幼稚園における教育標準時間後の一時預かり事業、又は認定こども園で確保することとしています。

(3) 2号認定（保育所等）

≪ 市 全 域 ≫

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①		1,985 人	1,963 人	1,957 人	1,948 人	1,929 人
確保 方策	保育所	1,934 人	1,955 人	1,979 人	1,981 人	1,981 人
	認定こども園	45 人				
	合 計 ②	1,979 人	2,000 人	2,024 人	2,026 人	2,026 人
② - ①		▲6 人	37 人	67 人	78 人	97 人

≪ 嵐北地域 ≫

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①		961 人	952 人	948 人	943 人	933 人
確保 方策	保育所	934 人	934 人	934 人	936 人	936 人
	認定こども園	—	—	—	—	—
	合 計 ②	934 人	934 人	934 人	936 人	936 人
② - ①		▲27 人	▲18 人	▲14 人	▲7 人	3 人

保育所：H27 私立定員変更 6 人増、H30 公立整備 2 人増

≪ 嵐南地域 ≫

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①		552 人	545 人	545 人	543 人	539 人
確保 方策	保育所	508 人	508 人	532 人	532 人	532 人
	認定こども園	45 人				
	合 計 ②	553 人	553 人	577 人	577 人	577 人
② - ①		1 人	8 人	32 人	34 人	38 人

保育所：H29 公立整備 24 人増

認定こども園：H27 私立開園 45 人増（私立幼稚園から移行）

≪ 大島地域 ≫

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①		80 人	79 人	79 人	78 人	78 人
確保 方策	保育所	60 人	81 人	81 人	81 人	81 人
	認定こども園	—	—	—	—	—
	合 計 ②	60 人	81 人	81 人	81 人	81 人
② - ①		▲20 人	2 人	2 人	3 人	3 人

保育所：H28 公立整備 21 人増

《 栄 地 域 》

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①		219 人	216 人	215 人	215 人	212 人
確保 方策	保育所	240 人				
	認定こども園	—	—	—	—	—
	合 計 ②	240 人				
② - ①		21 人	24 人	25 人	25 人	28 人

《 下田地域 》

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①		173 人	171 人	170 人	169 人	167 人
確保 方策	保育所	192 人				
	認定こども園	—	—	—	—	—
	合 計 ②	192 人				
② - ①		19 人	21 人	22 人	23 人	25 人

各地域において、量の見込み①が確保方策②を上回る年度については、国の通知に基づき、一時的に定員を超えての児童の受け入れや、保護者の希望により、隣接する地域の保育所等で受け入れ、量の確保に努めます。

(4) 3号認定

《 市 全 域 》

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		0 歳	1・2 歳								
量の見込み ①		155 人	906 人	157 人	902 人	160 人	905 人	163 人	906 人	165 人	908 人
確保 方策	保育所	168 人	853 人	171 人	869 人	175 人	891 人	178 人	906 人	178 人	906 人
	認定こども園	4 人	26 人								
	地域型保育事業	—	—	8 人	42 人						
	合 計 ②	172 人	879 人	183 人	937 人	187 人	959 人	190 人	974 人	190 人	974 人
② - ①		17 人	▲27 人	26 人	35 人	27 人	54 人	27 人	68 人	25 人	66 人

《 嵐北地域 》

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		0 歳	1・2 歳								
量の見込み ①		74 人	437 人	74 人	434 人	76 人	436 人	77 人	436 人	78 人	436 人
確保 方策	保育所	75 人	411 人	75 人	411 人	75 人	411 人	78 人	426 人	78 人	426 人
	認定こども園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	20 人						
	合 計 ②	75 人	411 人	75 人	431 人	75 人	431 人	78 人	446 人	78 人	446 人
② - ①		1 人	▲26 人	1 人	▲3 人	▲1 人	▲5 人	1 人	10 人	0 人	10 人

保育所：H27 私立定員変更 14 人増、H30 公立整備 18 人増

地域型保育事業：H28 私立幼稚園による小規模保育 20 人増

《 嵐南地域 》

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		0 歳	1・2 歳								
量の見込み ①		43 人	252 人	44 人	251 人	44 人	252 人	46 人	252 人	47 人	253 人
確保 方策	保育所	44 人	218 人	44 人	218 人	48 人	240 人	48 人	240 人	48 人	240 人
	認定こども園	4 人	26 人								
	地域型保育事業	—	—	8 人	22 人						
	合 計 ②	48 人	244 人	56 人	266 人	60 人	288 人	60 人	288 人	60 人	288 人
② - ①		5 人	▲8 人	12 人	15 人	16 人	36 人	14 人	36 人	13 人	35 人

保育所：H29 公立整備 26 人増

認定こども園：H27 私立開園 30 人増

地域型保育事業：H28 事業所内保育所 30 人増

<< 大島地域 >>

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		0 歳	1・2 歳								
量の見込み ①		8 人	38 人	8 人	39 人	8 人	39 人	8 人	40 人	8 人	40 人
確保 方策	保育所	5 人	25 人	8 人	41 人						
	認定こども園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計 ②	5 人	25 人	8 人	41 人						
② - ①		▲3 人	▲13 人	0 人	2 人	0 人	2 人	0 人	1 人	0 人	1 人

保育所：H28 公立整備 19 人増

<< 栄地域 >>

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		0 歳	1・2 歳								
量の見込み ①		17 人	100 人	17 人	99 人	18 人	99 人	18 人	99 人	18 人	100 人
確保 方策	保育所	22 人	113 人								
	認定こども園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計 ②	22 人	113 人								
② - ①		5 人	13 人	5 人	14 人	4 人	14 人	4 人	14 人	4 人	13 人

<< 下田地域 >>

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		0 歳	1・2 歳								
量の見込み ①		13 人	79 人	14 人	79 人						
確保 方策	保育所	22 人	86 人								
	認定こども園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計 ②	22 人	86 人								
② - ①		9 人	7 人	8 人	7 人	8 人	7 人	8 人	7 人	8 人	7 人

各地域において、量の見込み①が確保方策②を上回る年度については、国の通知に基づき、一時的に定員を超えての児童の受け入れや、保護者の希望により、隣接する地域の保育所等で受け入れ、量の確保に努めます。

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子育て中の親子や妊婦等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

《 市全域 》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①	2 か所				
確保方策 ②	0 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

本事業については、平成28年度までに市内に2か所整備する予定です。

子育て家庭の個別のニーズを把握し、適切な施設・事業等の利用支援や、関係機関との連絡調整等を行うため、子どもについての専門知識を有する職員の養成及び配置を推進していきます。

(2) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、子育て支援センターなどで一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

[子育て支援センター] 《 市全域 》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	3,190 人	3,155 人	3,139 人	3,117 人	3,098 人
確保方策	3,190 人	3,155 人	3,139 人	3,117 人	3,098 人
	7 か所				

[幼稚園] 《 市全域 》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	52,562 人	52,080 人	52,080 人	51,840 人	51,360 人
確保方策	52,562 人	52,080 人	52,080 人	51,840 人	51,360 人
	6 か所	5 か所	5 か所	4 か所	4 か所

※幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園での預かり保育事業）

子育て支援センターの一時預かりについては、受入体制には余裕がありニーズ量をカバーできるため、この体制を確保しながら事業を継続していきます。

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりについては、平成31年度には4か所に減少しますが、今後も幼稚園において事業を継続していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

≪ 三条小学校（三条児童クラブ） ≫

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①	0 人	1 人	1 人	1 人	2 人
確保方策 ②	38 人				
② - ①	38 人	37 人	37 人	37 人	36 人

≪ 一ノ木戸小学校（一ノ木戸・ポプラ児童クラブ） ≫

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①	100 人	96 人	103 人	107 人	116 人
確保方策 ②	118 人				
② - ①	18 人	22 人	15 人	11 人	2 人

≪ 嵐南小学校（嵐南児童クラブ1・2） ≫

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①	155 人	164 人	172 人	169 人	170 人
確保方策 ②	151 人	151 人	200 人	200 人	200 人
② - ①	▲4 人	▲13 人	28 人	31 人	30 人

※H29 学校の空きスペース活用 49 人増

≪ 裏館小学校（裏館児童クラブ） ≫

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①	65 人	61 人	65 人	71 人	74 人
確保方策 ②	74 人				
② - ①	9 人	13 人	9 人	3 人	0 人

≪ 上林小学校（上林児童クラブ） ≫

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①	31 人	37 人	36 人	41 人	42 人
確保方策 ②	44 人				
② - ①	13 人	7 人	8 人	3 人	2 人

◀ 井栗小学校（井栗児童クラブ） ▶

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①	48 人	49 人	53 人	55 人	56 人
確保方策 ②	49 人	72 人	72 人	72 人	72 人
② - ①	1 人	23 人	19 人	17 人	16 人

※H28 施設整備 23 人増

◀ 旭小学校（旭児童クラブ） ▶

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①	10 人	6 人	10 人	9 人	9 人
確保方策 ②	14 人				
② - ①	4 人	8 人	4 人	5 人	5 人

◀ 西鱈田小学校（西鱈田児童クラブ） ▶

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①	37 人	35 人	38 人	35 人	36 人
確保方策 ②	48 人				
② - ①	11 人	13 人	10 人	13 人	12 人

◀ 月岡小学校（月岡・つくし児童クラブ） ▶

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①	55 人	51 人	47 人	39 人	37 人
確保方策 ②	73 人				
② - ①	18 人	22 人	26 人	34 人	36 人

◀ 大崎小学校（大崎・松ノ木児童クラブ） ▶

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①	102 人	108 人	111 人	115 人	117 人
確保方策 ②	104 人	104 人	150 人	150 人	150 人
② - ①	2 人	▲4 人	39 人	35 人	33 人

※H29 施設整備 46 人増

◀ 保内小学校（保内児童クラブ） ▶

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①	16 人	14 人	15 人	16 人	17 人
確保方策 ②	42 人				
② - ①	26 人	28 人	27 人	26 人	25 人

◀ 大島小学校（大島児童クラブ） ▶

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①	23 人	22 人	17 人	15 人	16 人
確保方策 ②	15 人	15 人	20 人	20 人	20 人
② - ①	▲8 人	▲7 人	3 人	5 人	4 人

※H29 学校の空きスペース活用 5 人増

◀ 須頃小学校（須頃クラブ） ▶

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①	21 人	24 人	24 人	24 人	25 人
確保方策 ②	16 人	26 人	26 人	26 人	26 人
② - ①	▲5 人	2 人	2 人	2 人	1 人

※H28 学校の空きスペース活用 10 人増

◀ 栄中央・栄北・大面小学校（さかえ児童クラブ） ▶

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①	69 人	76 人	78 人	85 人	84 人
確保方策 ②	57 人	57 人	100 人	100 人	100 人
② - ①	▲12 人	▲19 人	22 人	15 人	16 人

※H29 公共施設の空きスペース活用 43 人増

◀ 長沢・笹岡・大浦小学校（長沢児童クラブ） ▶

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①	20 人	21 人	22 人	20 人	21 人
確保方策 ②	43 人				
② - ①	23 人	22 人	21 人	23 人	22 人

◀ 森町・飯田小学校（飯田児童クラブ） ▶

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①	12 人	12 人	13 人	16 人	16 人
確保方策 ②	28 人				
② - ①	16 人	16 人	15 人	12 人	12 人

三条市では、小学校区を基本に16区域に児童クラブを設置しています。おおむね小学1年生から3年生までの児童の受入を行っており、今後も現体制を維持し、必要に応じて施設整備等を行い、量の確保に努め事業を推進していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業です。

《 市全域 》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	86,295 人	85,346 人	84,919 人	84,325 人	83,819 人
確保方策	86,295 人	85,346 人	84,919 人	84,325 人	83,819 人
	8 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所

地域子育て支援拠点事業は、平成25年度に年間延べ約79,800人の利用実績があり、もはや乳幼児を持つ保護者には不可欠な事業です。

今後は、子育て拠点施設については新たに嵐北地区に整備を行うとともに、利用者が極端に少ない子育て支援センターに対しては、利用者増加につながるPR方法の検討等を行い、本事業の活性化を図ります。

(5) 妊婦健康診査

妊婦に対して妊娠初期から分娩までの間、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために、必要に応じて健康診査を行う事業です。

《 市全域 》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	8,285 人	8,136 人	7,990 人	7,847 人	7,706 人
確保量・ 確保方策	実施場所：三条市が指定する医療機関等 検査項目：妊婦一般健康診査の項目（健康状態の把握等）及び各種医学的検査（血液検査等） 実施時期：①妊娠初期～妊娠23週：4週間に1回 ②妊娠24～35週 ：2週間に1回 ③妊娠36週～分娩 ：1週間に1回				

※健診回数については、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの。

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられることから、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性が一層高まっています。

妊娠届受理時に、母子健康手帳と併せて妊婦健康診査助成券を交付し、妊婦健康診査委託契約機関にて定期的な妊婦健康診査の受診を勧めます。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

《 市全域 》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	737人	732人	728人	723人	719人
確保方策	実施体制：助産師、看護師等による家庭訪問 実施機関：子育て支援課				

産婦・新生児訪問指導において、出産後2か月までの希望があった乳児とその母に対し助産師が訪問し、育児指導のほか、産後うつ・育児不安への対応や虐待の早期発見、母乳育児の推進に努めます。

また、産婦・新生児訪問指導の希望がなかった生後4か月までの乳児がいる家庭については、こんにちは赤ちゃん事業において訪問し、様々な悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。

(7) 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭等で、養育支援が必要な家庭を対象に、保護者の育児、家事等の能力を向上させるため、相談や育児・家事支援を行う事業です。

《 市全域 》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	110人	110人	110人	110人	110人
確保方策	実施体制：助産師等による家庭訪問 実施機関：子育て支援課				

若年妊婦や精神的疾患等がある妊婦に対して、妊娠・出産・育児への不安を感じる妊娠から出産後間もない時期に家庭に助産師等が訪問し、適切な助言や関係機関との連携を持つことにより、育児の孤立化を防止し子どもの虐待予防に努めていきます。

(8) 子育て短期支援事業

子育て支援短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業です。

【確保の内容】

三条市では、ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の受入れ可能施設がないため、利用希望があった場合は市外の児童養護施設に委託し受入を行っています。

今後の量の見込みについても、新たに施設を整備し事業展開していただくのニーズがないため、これまでと同様に、市外の児童養護施設等に委託する体制を維持し対応していきます。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助けあい活動をする制度です。

《 市全域 》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,000 人				
確保方策	0 人	0 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人
	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所

平成 28 年度中にファミリー・サポート・センター設置に向け関係機関との調整を行い、平成 29 年度からニーズ量をカバーできる見込みです。

(10) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

《 嵐北地域 》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	265 人	263 人	263 人	262 人	260 人
確保方策	1,472 人	1,460 人	1,460 人	1,456 人	1,447 人
	12 か所	12 か所	12 か所	11 か所	11 か所

《 嵐南地域 》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	152 人	151 人	151 人	151 人	151 人
確保方策	847 人	840 人	841 人	841 人	839 人
	8 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所

《 大島地域 》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	23 人				
確保方策	126 人				
	1 か所				

《 栄地域 》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	60 人	60 人	60 人	60 人	59 人
確保方策	336 人	332 人	332 人	332 人	330 人
	3 か所				

《 下田地域 》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	48 人	47 人	47 人	47 人	47 人
確保方策	265 人	264 人	263 人	262 人	260 人
	4 か所				

市内の全ての保育所で延長保育事業を実施しています。

今後も、保育時間のニーズを把握し、希望者に対し延長保育事業を行っていきます。

(11) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気又は病気回復期にあるため集団保育が困難かつ保護者の事情により家庭で保育できない児童を医療機関等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

《 市全域 》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,000 人				
確保方策	0 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人
	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

平成 27 年度中に病児保育室を整備し、平成 28 年度からニーズ量をカバーできる見込みです。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保の内容については、国の動向に応じ助成を実施していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業ですが、三条市では計画期間内に保育施設も充足することから基本的に事業に取り組む予定はありません。国の動向に注視しながら今後の対応を検討していきます。

第7章 計画の推進

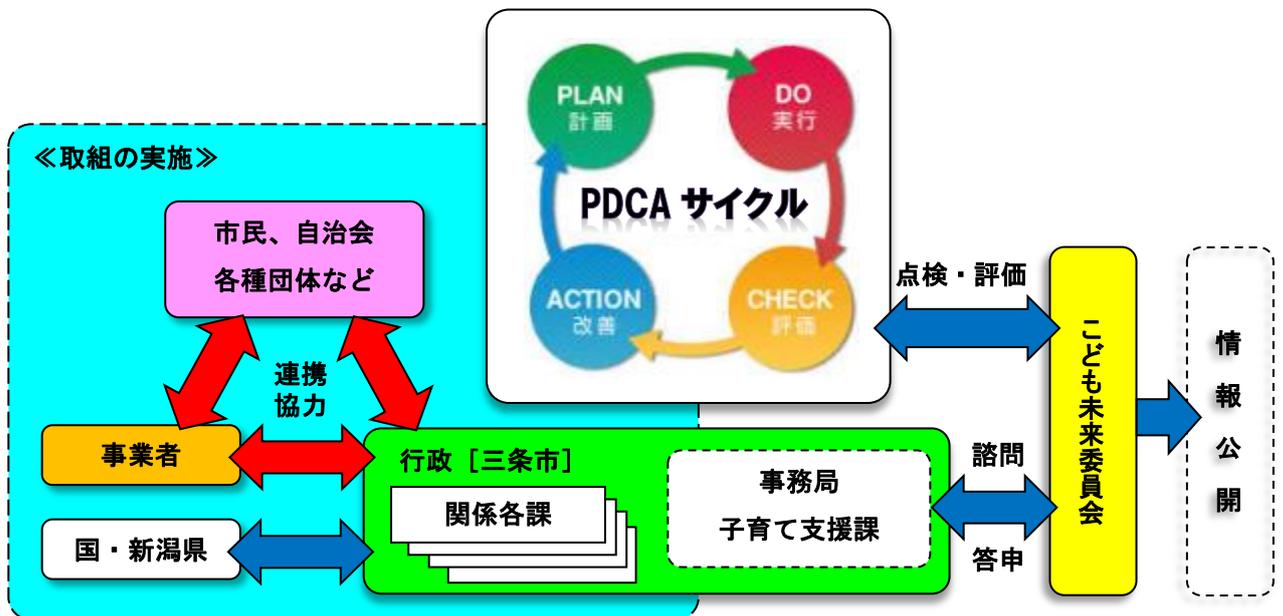
1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、他の個別計画などとの整合性を図るとともに、関係各課が連携し、全庁的に取組を進めます。

また、子ども・若者・子育て支援を推進するには、行政のみでは困難であることから、市民、事業所、各種団体等と連携・協力を図りながら進めます。

なお、本計画の取組については、毎年度、PDCAサイクル（PLAN：計画→DO：実施→CHECK：点検（評価）→ACTION：改善）に基づき実施し、各取組の実施計画、実施状況を三条市子ども未来委員会において点検・評価を行い、その結果を次年度の実施計画に反映させていくとともに、情報公開を行います。

【 イメージ図 】



2 成果指標

本計画の目標である「安心して子育てを楽しむことができ、子ども・若者の笑顔があふれるまち」の達成度を測るために、下記成果指標を設定し、本計画最終年度の前年度となる平成30年度における目標数値を次のとおり定め、計画の着実な推進を図ります。

	成果指標	平成25年度	平成30年度 (目標値)
1	合計特殊出生率	1.48	1.58
2	子育てに不安を感じている人の割合	70.5%	50%
3	子育てについて気軽に相談できる人がいる割合（市などの相談機関も含む）	87.3%	95%
4	子育てを負担と感じている人の割合	38.4%	25%
5	子育てに幸せを感じている人の割合	92.0%	99%
6	父親が家事や子育てをしていると思う人の割合	72.8%	90%
7	子育てと仕事が両立できていると思う人の割合（仕事をしていない人を除く）	60.4%	80%
8	保育（小学生の児童クラブを含む）が充実していると思う人の割合	32.4%	70%
9	三条市が子育てしやすいまちになったと思う人の割合	47.9%	70%
10	三条市の子どもが生き生きしていると思う人の割合	62.4%	80%

資料

1 関係法令

(1) 子ども・子育て支援法（関係部分抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

- 第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - (2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - (3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - (2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第 17 条第 2 項の規定により市町村が定める教育の振興のための

施策に関する基本的な計画(次条第4項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 次世代育成支援対策推進法（関係部分抜粋）

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - (2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね1年に1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(3) 子ども・若者育成支援推進法（関係部分抜粋）

（都道府県子ども・若者計画等）

- 第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(4) 三条市子ども未来委員会条例

（設置）

- 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、三条市子ども未来委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

- 第2条 委員会は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じて本市の子ども及び若者の育成支援に関する事項について調査審議する。

（組織）

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等が推薦する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募により選任された者

（委員の任期）

- 第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長等）

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の際、最初に委嘱する委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

2 すまいる子ども・若者プラン策定の経過

開催日	内 容
平成 25 年 12 月 25 日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
平成 26 年 6 月 13 日	第 1 回 三条市こども未来委員会
平成 26 年 7 月 25 日	第 2 回 三条市こども未来委員会
平成 26 年 8 月 29 日	第 3 回 三条市こども未来委員会
平成 26 年 9 月 26 日	第 4 回 三条市こども未来委員会
平成 26 年 11 月 14 日	第 5 回 三条市こども未来委員会
平成 26 年 12 月 19 日	第 6 回 三条市こども未来委員会
平成 27 年 1 月 9 日	第 7 回 三条市こども未来委員会
平成 27 年 1 月 日	パブリックコメントの実施
平成 27 年 2 月 日	第 8 回 三条市こども未来委員会

3 三条市こども未来委員会委員名簿

区 分	氏 名	推薦団体等
1 号	学識経験を有する者	◎ 橘 玲子 新潟青陵大学 大学院教授
2 号	関係団体等が推薦する者	大谷文英 三条市民生委員児童委員協議会
		土田 衛 三条商工会議所
		野田和江 三条市私立保育園連盟連絡協議会
		○ 石黒晃泰 三条市私立幼稚園連盟
		高田容夫 三条市小学校長会
		横堀正満 三条市中学校長会
		近藤美雪 NPO法人三条おやこ劇場
		堀 善一 三条市青少年育成市民会議
3 号	子どもの保護者	宮島ひかる 三条市私立保育園連盟連絡協議会推薦の保護者
		藤島しのぶ 三条市私立幼稚園連盟推薦の保護者
		田中範之 三条市PTA連合会役員
4 号	公募により選任された者	渡辺明矢子 一般公募
		小嶋嘉代子 一般公募
		清水あゆ子 一般公募
計		15 名

(注) ◎：委員長 ○：副委員長

すまいる子ども・若者プラン [三条市子ども・子育て支援事業計画]

平成27年 月

発行 三条市

〒959-1192 新潟県三条市新堀 1311

TEL (0256) 45-1113 FAX (0256) 45-1130

ホームページ (URL) <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

E-mail: kosodate@city.sanjo.niigata.jp

編集 三条市教育委員会 子育て支援課